

# 6

活性化情報誌



# 中小企業かごしま

2019 第768号

■特集 中小企業のための助成・補助制度



# 目次

---

特集 中小企業のための助成・補助制度	1
寄稿 これだけは知っておきたいサイバーセキュリティ	20
●インターネットの普及とサイバーセキュリティの必要性について	
組合インタビュー	21
●宇宿商店街振興組合	
元気を出そう！がんばれ中小企業	27
●株式会社野崎美工舎	
品質管理検定（QC検定）のご紹介	31
中央会の動き	33
実務に役立つ判例研究	40
●「加入拒否の正当な理由」について	
教えてぐりぶー！組合運営	41
●第60回 「教育・情報提供事業」について	
組合運営のスペシャリストを目指そう！	42
業界情報	43
平成31年4月 情報連絡員報告	
倒産概況	46
令和元年5月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	47



## 中小企業のための 助成・補助制度

鹿児島県内の各市町の主な助成・補助制度をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	1~4	奄美市	9~11	伊佐市	17
霧島市	5	指宿市	11~13	さつま町	17
鹿屋市	5	曾於市	14	枕崎市	18
薩摩川内市	6	南九州市	14	阿久根市	18
始良市	7	南さつま市	15	肝付町	18
出水市	7~8	志布志市	15~16	西之表市	19
日置市	8~9	いちき串木野市	16	垂水市	19

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

※鹿児島県に関する助成・補助事業等については、下記ホームページでご参照下さい。

商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>

企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyo/seido/index.html>

### 鹿児島市

#### 【鹿児島市産業局産業振興部産業政策課企画調整係担当分】

輸出チャレンジ支援事業補助金		鹿児島市
補助対象事業	国、県、その他国内の公的機関・団体、金融機関又は開催国の公的機関の主催、共催又は後援により、海外で開催される展示会や商談会などへ出展又は参加する事業	
対象者	鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等（個人事業主を含む）	
対象経費	出展料、渡航費、宿泊費、広告宣伝活動費、通訳費及び翻訳費、出展製品等の輸送費、その他市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：1~3年度目 20万円、4・5年度目 10万円	

海外販路拡大ステップアップ支援事業補助金		鹿児島市
補助対象事業	(1) 翻訳を伴う海外向け商品パッケージ及び販促品の作成 (2) 外国語版ホームページの作成及びリニューアル	
対象者	鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者等で、物品の販売を行うもの（個人事業主を含む）	
対象経費	翻訳料、デザイン制作費、印刷費、外国語版ホームページ作成及びリニューアルに係る経費、サーバー契約初期経費、独自ドメイン取得経費、その他市長が必要と認める経費	
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額： ① 翻訳を伴う海外向け商品パッケージ及び販促品の作成 5万円 ② 外国語版ホームページの作成及びリニューアル 10万円	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業政策課 企画調整係 TEL：099-216-1318



## 【鹿児島市産業局産業振興部産業創出課担当分】

### フードビジネス推進事業補助金 鹿児島市

補助対象事業	かごしまの豊かな農林水産資源や食品加工技術等を生かした付加価値の高い新商品開発に係る経費を補助
対象者	本市に本社若しくは主たる事務所等を有する中小企業者及び農林漁業者等
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の3分の2以内 補助上限額：50万円
申請時期	4月15日～5月31日 ※令和元年度

### クリエイティブ人材誘致事業補助金 鹿児島市

補助対象事業	鹿児島市へ移住するクリエイターの方を対象に、下記(1)(2)のいずれかの費用を補助 (1) 移住に係る交通費用 (2) 事業所改修費用及び設備投資費用
対象者	① 移住後に本市に主たる事業所を設けるクリエイティブ関連の個人事業者 ② 移住後に本市に主たる事業所を設けるクリエイティブ関連の法人 (常時使用する従業員は2名以下【情報通信業は5名以下】であること)の代表者 ③ 本市に事業所のある個人事業者又は本市に事業所のある法人に、クリエイターとして就職する者 ④ クリエイターとして首都圏等の企業に勤務する者で、本市においてテレワークを行う者
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の3分の2以内 補助上限額：(1) 移住交通費補助 …最大10万円 (2) 事業所改修費用及び設備投資費用 …最大15万円 ※(1)(2)併給不可 ※対象者③④については、(1)のみ対象
申請時期	4月15日～3月6日 ※令和元年度

### 新産業創出支援事業補助金 鹿児島市

補助対象事業	(1) 新製品・サービス創出事業 次のいずれかに該当すると認められる新たなサービス・製品を開発する事業に要する経費を補助 ① 健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資する新たなヘルスケアサービスや製品を創出する取組 ② 既存の事業分野と、新たな技術や異なる事業分野とのかけ合わせにより、「食・健康・環境」分野での新たなサービスや製品を創出する取組 (2) ヘルスケアサービス実証事業 次のいずれかに該当すると認められる新たなヘルスケアサービスを事業化するために実施する調査事業に要する経費を補助 ① 抗加齢（アンチエイジング）や健康増進に関心のある層をターゲットとしたツアーや、滞在型の体験プログラム ② 現役世代（主に20歳から60歳まで）に対する生活習慣病等の予防サービス ③ 高齢者に対する運動、生活支援、見守り等の公的保険外サービス
対象者	鹿児島市内に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は本市に住所を有する個人であって、鹿児島市新産業創出研究会「ヘルスケア産業部会」又は「新事業展開部会」の会員であること。※会員は随時募集中。
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1又は3分の2（※） 補助上限額：(1) 250万円（2か年度の合計：1年目150万円、2年目100万円）(2) 40万円 ※大学や公設試験研究機関等との産学連携や、他の会員と連携した取組の場合は、3分の2
申請時期	4月15日～6月10日 ※令和元年度

### 企業立地促進補助金 鹿児島市

補助対象事業	以下の経費等に対し、最大3年間補助。新規雇用、設備投資、固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額、オフィス賃借料、研修費、企業内託児所運営費等 ※業種によって補助内容が異なる
対象者	工場、オフィス等の新設、増設にあたって、着工等の前に市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業 (対象業種) 製造業、情報通信業関連、コールセンター・事務処理センター、本社機能等
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2%～50%等 補助上限額：最大7億4,000万円
申請時期	(立地協定) 着工等の約2ヵ月前に事業計画書等を提出 (第1回目補助金交付申請) 操業開始から1年経過後6月以内

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業創出課 TEL：099-216-1319

## 【鹿児島市産業局産業振興部産業支援課商業サービス業係担当分】

元気の出る中小企業支援事業（講師派遣制度）		鹿児島市
事業内容	共同事業に係る研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する団体に、鹿児島市が専門の講師（アドバイザー）を派遣します。	
対象者	① 事業協同組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合等の法人組織 ② 法人でない任意の商店街・通り会 ③ 産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動をしており、会則及び会員名簿を備えているグループ	
条件	講師の派遣回数：1団体につき1年度4回以内	

組織化助成鹿児島市		鹿児島市
事業内容	中小企業者が事業共同化を目的として、法人である事業協同組合等を組織した場合に助成します。	
対象者	本市内に主たる事務所を有する中小企業者が3分の2以上を占め、かつ、本市内において事業を行うもの等	
助成額及び助成上限額	助成額：5万円+2千円×組合員数 助成上限額：10万円	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業支援課 商業サービス業係 TEL：099-216-1322

## 【鹿児島市産業局産業振興部産業支援課ものづくり係担当分】

製造業アドバイザー派遣事業		鹿児島市
事業内容	製造業者を対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、ホームページの立ち上げ・ネット販売、販路開拓やISOの取得などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣します。	
条件	アドバイザー派遣は無料。1企業につき年3回まで。1回の指導時間は3時間以内	

## ■2019年度「メイドインかごしま」支援事業

経営力強化事業		鹿児島市
事業内容	中小企業者同士や大学等との連携による共同研究開発、知的財産権の取得、人材育成、事業革新等の計画に対し取り組みのための支援を行います。	
対象経費	連携契約又は協定等に基づき負担する経費、弁理士費用、研修会等開催経費、専門の指導者謝金等	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：1件あたり20万円	

新製品等支援事業		鹿児島市
事業内容	中小企業者（製造業者）等の経営基盤強化や競争力向上を促進するため、新製品等の開発や新商品の販路開拓計画に対し取り組みのための支援を行います。 【新製品等開発支援】 新製品、新技術の開発及び既存製品、技術の改良等 【新商品販路開拓支援】 商品化後3年以内の新商品の県外で開催される見本市等（商談会、見本市、展示会、博覧会（物産展を除く）その他これらに類するもので、国又は自治体等が主催、共催又は後援するもの）への出展や広告宣伝等	
対象経費	試験及び検査等に要する経費、試作品等の製作に要する経費、見本市等出展経費、広告宣伝費等	
補助率及び補助上限額	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：【新製品等開発】 1件あたり20万円以内 【新商品販路開拓】 1商品あたり30万円以内	



販路拡大推進事業（商談会等出展及び開催支援）		鹿児島市
事業内容	商談会や見本市等へ出展・開催する取り組みに対し、販路拡大のための支援を行います。 【商談会等出展支援】商談会、見本市、展示会、博覧会、物産展への出展（県外で開催される国又は自治体等が主催、共催又は後援するもの〔なお、物産展の場合は5日以上連続して開催され、かつ30社以上が出展するもの〕） 【商談会等開催支援】県外での商談会、展示会等の開催	
対象経費	出展料、小間等装飾費、会場借上げ料、会場装飾費、旅費、運搬料、その他必要と認められる経費	
補助率及び補助上限額	【商談会等出展】個別企業20件程度、グループ等1件程度を選定。個別企業1件当たり10万円、グループ等1件当たり50万円を限度に、補助対象経費の金額の2分の1以内に相当する額の補助金を交付。 【商談会等開催】2件程度を選定。1件当たり50万円を限度に、補助対象経費の金額の2分の1以内に相当する額の補助金を交付。	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部産業支援課 ものづくり係 TEL：099-216-1323

### 【鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課担当分】

就職困難者等雇用奨励金		鹿児島市
補助条件	(1) 重度障害者等及び精神障害者を雇用 1人 月額6,000円 (2) 障害者を初めて雇用し、当該雇入れにより法定雇用率を達成 1回 36,000円 (3) 三年以内既卒者等を雇用 1回 36,000円 (4) それ以外を雇用 1人 月額3,000円	
対象者	納期が到来している市税を完納している、鹿児島市内に主たる事業所がある中小企業者など（個人事業主を含む）	
申請期限	国の特定求職者雇用開発助成金の支給が決定された日の翌日から起算して12月以内	

トライアル雇用支援金		鹿児島市
補助条件	対象労働者1人につき国の助成金の支給決定金額の2分の1	
対象者	国の「トライアル雇用助成金」の支給決定を受けた市内に事業所を有する事業主で、対象労働者が雇用開始時において「市民（鹿児島市に住民登録がある）」である場合に支援金を支給。ただし、次の要件をいずれも満たしていることが必要。 (1) 納期の到来している市税を完納していること (2) 申請日において、引き続き対象労働者を雇用していること	
申請期限	国のトライアル雇用助成金の支給が決定された日の翌日から起算して6月以内	

中小企業退職金共済掛金補助金		鹿児島市
補助条件	被共済者1人につき掛金の額（掛金が5,000円を超えるときは5,000円）の12か月分に相当する額に100分の20を乗じて得た額以内	
対象者	中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度に新たに加入し、当該契約に係る掛金を12か月間納付した市内に事業所を有する中小企業の事業主に対して、掛金の一部を補助。ただし、納期の到来している市税を完納しているものに限る。	
申請期限	共済契約の掛金の最後の月分を納付した月の翌月から起算して12月以内	

ものづくり職人育成支援金		鹿児島市
補助条件	事業主が支払った訓練校の入学金及び授業料 補助率2分の1	
対象者	市内に住所を有する事業主であって、当該事業所で雇用する従業員に、鹿児島市職業訓練センターに職業訓練法人鹿児島市職業訓練協会が設置する鹿児島高等技術専門学校で実施する職業訓練を受講させ、その職業訓練に係る経費を負担する事業主	
申請期限	毎年度、従業員が訓練を受ける訓練科の当該年度における最初の訓練が実施される前	

中小企業UIJ ターン人材確保支援金		鹿児島市
補助条件	合同企業説明会等の主催者に対して支払った参加負担金等（参加負担金、会場使用料等）及び旅費（2人分まで） 補助率：2分の1 補助上限：10万円（3か年度まで）	
対象者	市内に主たる事業所を有する中小企業者等であって、県外で開催される合同企業説明会等に参加する事業主	
申請期限	合同企業説明会等に参加する3週間前	

【お問合せ】 鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課 TEL：099-216-1325

## 霧島市

### 輸出チャレンジ支援事業補助金

鹿児島市

補助対象事業	ウェブサイト作成や更新、チラシ・DM・カタログの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、試供品、販促品（例：商品・サービスの宣伝広告が掲載されたポケットティッシュ等） ※看板作成・設置は対象外
対象者	(1) 常時使用する従業員の数が10人以下の商工業者。 ※常時使用する従業員とは、会社役員や個人事業主本人、パート労働者等を除く従業員 (2) 霧島市内に登記のある事業所を有する法人、または市内に事業所を有し、かつ、住所を有する個人事業主（2月末日までに創業する法人又は個人を含む）
対象経費	広報費（パンフレット、ポスター、チラシ、広告掲載料、ウェブサイト作成等）
補助率及び補助上限額等	① 個人事業主又は会社法第2条第1号に規定する会社 対象経費の2分の1以内 上限10万円 ② ①のうち、創業後2年未満の者 対象経費の2分の1以内 上限15万円 ③ ②のうち特定創業支援事業の証明書の発行を受けた者（補助金交付申請時から実績報告時までの間に証明書の発行を受ける者を含む。） 対象経費の3分の2以内 上限15万円

### ■霧島市その他の補助金

霧島市商店街活性化事業補助金、霧島市空き店舗等活用賑わい創出支援事業補助金

【お問合せ】霧島市商工観光部商工振興課 TEL：0995-64-0912

## 鹿屋市

### 売れる商品づくり応援事業

鹿屋市

対象者	市内で生産される農林水産物を活用した商品の開発等に取り組む個人又は団体
対象経費	商品の開発及び品質向上並びに技術開発に要する経費
補助率及び補助上限額等	上限を50万円とし、補助対象経費の2分の1以内。ただし、県大隅加工技術研究センターを活用する場合は上限を100万円とする。

### かのや逸品ビジネスマッチング支援事業

鹿屋市

対象者	地域資源を活用した商品の販路開拓に取り組む個人又は団体
対象経費	商品の販路開拓に必要な展示会、商談会等への参加に要する経費
補助率及び補助上限額等	(1) 国内：上限を8万円とし、補助対象経費の2分の1以内。ただし、年間2回までとする。 (2) 国外：上限を20万円とし、補助対象経費の2分の1以内。ただし、年間1回限りとする。 (3) 申請できる期間は、1事業者当たり通算3ヵ年度を限度とする。

【お問合せ】鹿屋市産業振興課 TEL：0994-31-1180

### 鹿屋市小規模事業者販売力向上補助金

鹿屋市

対象者	以下を全て満たす小規模事業者 (1) 国の小規模事業者持続化補助金に申請し、不採択となった者 (2) 市内に主たる事業所を有する者 (3) 市税を滞納していない者
対象経費	鹿屋商工会議所又はかのや市商工会と連携して取組む販路開拓等に係る経費
補助率及び補助上限額等	上限を30万円とし、補助対象経費の2分の1以内。ただし、複数の事業者が共同で事業を行う場合は上限を150万円とする。（1事業者上限30万円×事業者数）

【お問合せ】鹿屋市商工振興課 TEL：0994-31-1164

### ■鹿屋市その他の補助金

鹿屋市中小企業資金保証料補助金、鹿屋市中小企業資金利子補給金



## 薩摩川内市

### 薩摩川内市中小企業等女性人材育成支援補助金 薩摩川内市

事業内容	女性が活躍しやすい職場環境の整備や、管理職等に就くための研修等に取り組む中小企業者に対して、その負担軽減と経営の安定化を図る。
対象者	常時使用する従業員の数が300人以下である中小企業、法人その他の団体で本市の区域内に事業所を有し、事業を営むもの。
対象経費	女性の人材育成のための国家資格取得に係る経費や研修会、講演会等に係る講師謝金や旅費、受講負担金等の経費で、中小企業者が支払ったもの。
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：1事業所年度上限10万円

### 薩摩川内市 UIJ ターン家賃等補助金 薩摩川内市

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時40歳未満（甑島地域は50歳未満）の方</li> <li>・転入前後1年以内に市内中小企業などに正規雇用された方</li> <li>・転入前後1年以内に自ら住宅を借り受け、家賃を支払った方</li> </ul> * 甑島地域については、市内本土地域からの転居者も対象。 * 大企業及び公的機関への就職者は対象外。
対象経費	UIJ ターン者が自ら支払う家賃及び移住に係る経費
補助内容	■ 本土地域 [家賃] 月額家賃×10分の3×1年間分      1カ月当たりの補助上限：2万円 ■ 甑島地域 [家賃] 月額家賃×10分の5×1年間      1ヶ月当たりの補助上限：1万5千円 [移住支援金] (甑島へのUIJ ターン者のみが対象) 単身：10万円 家族連れなど：20万円 * 生涯1回限り

### 薩摩川内市若者等ふるさと就労促進奨励金 薩摩川内市

事業内容	市内企業等の人材確保と地元就労等の促進を図るため、本市の中小企業等に就職した若者等、UIJ ターン者に対して支援するもの。
対象者	(1) 若者等 中学校・高校・大学・専門学校等の新卒者で、市内に住所を有し卒業後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者で就職時30歳未満の者。 ※ 甑島地域の事業者と正規雇用を結んだ者においては、50歳未満の者 (2) UIJ ターン者 本市に転入した30歳未満の者で、転入後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者。(平成31年4月以降に就職した者は40歳未満の者) ※ 甑島地域の事業者と正規雇用を結んだ者においては、市内本土地域からの転居者も含み、転入時において50歳未満の者 ※ 正規雇用とは、雇用期間の定めが無く、社会保険、労災保険、雇用保険に加入していること。
対象経費	UIJ ターン者が自ら支払う家賃及び移住に係る経費
補助内容	■ 本土地域 1人につき10万円 ■ 甑島地域 1人につき最大30万円(年間10万円を3回分けて支給)      * 生涯1回限り

#### ■ 薩摩川内市その他中小企業支援制度

中小企業対策利子補助金、地域成長戦略対策利子補助金、緊急保証制度保証料補助金、創業支援事業補助金、甑地域創業支援事業補助金、創業・チャレンジ支援補助金、中小企業元気づくり補助金、退職金共済制度加入促進補助金、中小企業等人材育成支援事業補助金、中小企業連携トライアル事業補助金、商工業者販路拡大支援補助金、店舗改装費補助金、商店街・商圈活性化事業補助金(商店街等活性化事業補助金)等

【お問合せ】 薩摩川内市商工観光部商工政策課 TEL：0996-23-5111 (内線4321)

## 始良市

用地取得費補助金		始良市
目的	一定の要件を満たし始良市に立地した企業へ、用地取得額に応じて、補助金が交付されます。	
対象者	<b>【業種】</b> 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業、機械設計業、研究開発施設、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 (1) 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 (2) 用地取得面積が1,500㎡以上で用地取得後5年以内の操業開始 (3) 雇用者5人以上 (4) 市との立地協定の締結 (5) 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。	
補助率及び補助上限額等	補助率：土地取得費の35%以内 上限額：雇用者数5人以上10人未満：2,000万円、雇用者数10人以上20人未満：3,000万円 雇用者数20人以上50人未満：4,000万円、雇用者数50人以上：6,000万円	

雇用促進補助金		始良市
目的	一定の要件を満たし始良市に立地した企業へ、地元雇用者数に応じて、補助金が交付されます。	
対象者	(1) 工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等を新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 (2) 用地取得面積が1,500㎡以上で用地取得後5年以内の操業開始 (3) 雇用者5人以上 (4) 市との立地協定の締結 (5) 建設及び操業にあたって、公害防止に関する法令等その他関係法令等に違反していないこと。	
補助金額及び補助上限額等	補助金額：地元雇用者数×40万円（地元雇用者が障害者であるときは20万円加算） 補助上限額：1,000万円	

【お問合せ】 始良市商工観光課 TEL：0995-66-3145

## 出水市

出水市販路拡大促進事業		出水市
補助対象事業	(1) 国内の販路拡大事業 製品等の宣伝広告を主な目的とし、2日間以上の期間連続して開催されるもの又は商談を主な目的とし、国内10社又は国外5社以上のメーカー等が参加するもの (2) 国外の販路拡大事業 具体的な商談又は市場調査を主な目的とし、現地2社以上のメーカー等が参加するもの (3) 国内外の販売を伴う販路拡大事業 県外都市圏で開催される製品等の販売会で、製品等への講評を消費者から直接徴するもの	
対象者	本市に主たる事業所を有し、市税の滞納等がない以下のいずれかに該当する方（法人又は個人） (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、発行済株式の総数の2分の1を超える株式又は出資額の2分の1を超える額を大企業者が有していないもの (2) 本市と立地協定を締結している事業者 (3) 本市が整備又は管理をする工業団地等に立地する事業者 (4) 農林水産物の生産、加工、販売等を行う者 (5) 製品等の販売を委託された卸売又は小売を主たる業務とする者	
対象経費	出展（小間）料、展示装飾費、翻訳・通訳経費、出展物輸送費、旅費宿泊費、商品又はパッケージ開発費など	
補助率及び補助上限額等	(1) 及び (2) 補助率：実費経費の2分の1、補助上限額：50万円 (3) 補助率：実費経費の3分の1、補助上限額：50万円	



出水市魅力ある職場環境整備事業（緑化推進事業）		出水市
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木、生垣、花苗、ツタ、芝等の植栽を伴う緑化工事</li> <li>・市内造園業者に施工させたもの（元請業者が市内造園業者に請け負わせたものを含む。）</li> <li>・店舗兼住宅等で専ら居住部分の緑化事業でないもの</li> <li>・転売等の営利目的でないもの</li> <li>・野菜等の栽培、温室等の施設整備でないもの</li> <li>・対象経費が30万円以上のもの</li> </ul>	
対象者	市内で操業し、市税等の滞納がない以下のいずれかに該当する事業者 (1) 市内に本社又は本店を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者 (2) 過去に市と立地協定を締結している企業 (3) 市内工業団地で操業する事業者	
対象経費	市内造園業から購入した樹木等の購入経費、植栽工事等に係る経費、ブロック塀等の撤去に係る経費、地面、壁面又は屋上に固定するもので容易に移動できない花壇の造成に係る経費、庭園整備に係る経費、その他、緑化事業に必要なと判断される工事に係る経費	
補助率及び補助上限額等	対象経費の100分の15に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で、30万円を上限とする。	

出水市魅力ある職場環境整備事業（職場環境整備事業）		出水市
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員寮、休憩室、更衣室、化粧室、仮眠室等の福利厚生施設の新設又は増改築であって、従業員の福利厚生を向上させるための工事</li> <li>・市内建築業者に施工させたもの（元請業者が市内建築業者に請け負わせたものを含む。）</li> <li>・事務所等の事業活動施設に係る整備工事でないもの</li> <li>・店舗兼住宅等で共用施設に係る工事でないもの</li> <li>・顧客との共用施設に係る工事でないもの</li> <li>・対象経費が30万円以上のもの</li> </ul>	
対象者	市内で操業し、市税等の滞納がない以下のいずれかに該当する事業者 (1) 市内に本社又は本店を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者 (2) 過去に市と立地協定を締結している企業 (3) 市内工業団地で操業する事業者	
対象経費	新設又は増改築に係る経費、空調設備、トイレ、給湯設備等の新設又は更新に係る経費、その他、補助対象事業者の業務内容から勘案し、従業員の福利厚生の上昇に資すると判断される施設工事に係る経費	
補助率及び補助上限額等	対象経費の100分の15に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で、15万円を上限とする。	

【お問合せ】 出水市シティセールス課 TEL：0996-63-4040

## 日置市

日置市物産展等出展支援事業費補助金		日置市
補助対象事業	物産展等（※）における宣伝販売を通して特産品等の認知度の向上並びに事業者の市場開拓及び販路拡大を図るため、物産展等に出展した事業者に対し補助金を交付します。 ※物産展等：市が主催、共催又は後援する物産展、展示会、見本市その他これらに類するもので市長が認めるものをいう。	
対象者	次のいずれにも該当する者をいう。 (1) 市内に工場、事務所又は店舗を有すること。 (2) 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。	
対象経費	物産展等の出展に要する経費（出展小間料その他の出展料に係るものに限る。）	
補助率及び補助上限額等	対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の30を乗じて得た額（上限を3万円とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）以内	

日置市商品開発支援事業補助金		日置市
補助対象事業	<p>日置市らしい商品の開発により日置ブランドを確立し、地域の活性化及び産業の振興を図るため、日置市の特色を活かした商品の開発を行う者に対し補助金を交付します。</p> <p>なお、「商品」とは、市内で生産、製造又は市内で生産された原材料を使用して加工された産品をいいます。</p> <p>(1) 新たな商品を開発し、商品化する事業                      (2) 既存の商品を改良し、特産品化する事業                      (3) 開発又は改良した商品の販路拡大に関する事業</p>	
対象者	<p>中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）および団体（市長が特に認めた法人及び任意団体をいう。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>① 生産、製造又は加工から販売に至る一連の事業を営む者であること。                      ② 商品開発後の販売戦略等に明確な目標があること。                      ③ 市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。</p>	
対象経費	<p>外部専門家による指導に要する経費、調査研究に要する経費、試供品の製作に要する経費、デザイン及び印刷に要する経費、広報等に要する経費、品質検査に要する経費、商標登録等に要する経費、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費                      ただし、補助対象経費の合算額が5万円未満の場合は補助対象としない。</p>	
補助率及び補助上限額等	<p>補助対象経費からその経費のための他の補助金その他の収入の額を控除した額に100分の70を乗じて得た額（上限を20万円とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。）以内</p>	

【お問合せ】日置市商工観光課 TEL：099-248-9409

## 奄美市

奄美市中心市街地出店支援事業		奄美市
目的	<p>中心市街地において、多種多様な商業店の出店を促進するとともに、新規事業者の育成を行うことにより、魅力ある中心市街地の形成及び活性化を図る。</p>	
対象者	<p>補助対象者は、次の要件を全て満たす新規事業者。</p> <p>(1) 営業時間が10：00から21：00の間に6時間以上の営業を行う事業者                      (2) 平均営業日数が、1週間当たり5日以上営業を行う事業者                      (3) 認定審査会で中心市街地の活性化に資すると認められる事業を行う事業者                      (4) 補助金終了後においても、継続して営業可能と認められる事業を行う事業者</p> <p>※なお、次の要件に該当する場合は、補助の対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内での移転により事業を始める者</li> <li>・店舗の所有者と生計を一にしている者（法人役員含む）</li> <li>・市税の滞納がある事業者</li> <li>・風俗営業法に該当する事業を行う者</li> <li>・主に事務所として利用する事業を行う者</li> </ul>	
補助内容	<p>月額家賃の2分の1（上限10万円/月）を最長2年間補助。なお、特例として、末広・港土地区画整理事業区域内への出店については、補助率を3分の2（上限15万円/月）とする。</p>	

中心市街地リフォーム補助事業		奄美市
目的	<p>中心市街地における商業店舗の魅力向上と出店を促進することにより、魅力ある中心市街地の形成及び活性化を図る。</p>	
対象者	<p>補助対象者は、次の要件をすべて満たす事業を行う事業者。</p> <p>(1) 常時雇用する従業員が5人以下（パート・家族従業員除く）の事業者                      (2) 営業時間が10：00から21：00の間に6時間以上の営業を行う事業者                      (3) 平均営業日数が、1週間当たり5日以上営業を行う事業者</p> <p>※なお、次の要件に該当する場合は、補助を受けることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所として使用するためのリフォーム工事</li> <li>・風俗営業法に該当する事業を行うためのリフォーム工事</li> <li>・市税の滞納がある事業者</li> <li>・これまでに店舗リフォーム補助金の交付を受けたことがある者</li> </ul>	
補助内容	<p>中心市街地内で新規出店者や既存店舗のリフォーム工事に対し、その費用の2分の1（上限50万円）を補助。なお、特例として、末広・港土地区画整理事業区域内でのリフォーム工事については、補助率を3分の2（上限80万円）とする。</p>	



**中小企業退職金共済掛金補助** 奄美市

<b>目的</b>	奄美市に居住する退職金共済契約を締結した中小企業者に対して、共済掛金の一部を補助することにより、中小企業の従業員の福祉を増進するとともに雇用の安定及び企業の振興に寄与することを目的とする。
<b>対象者</b>	次の各号に該当する共済契約者が対象となります。 (1) 奄美市内に事務所又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいる者。 (2) 雇用する従業員を新たに被共済者とし、退職金共済掛金12箇月分を納付した者。 (3) 市税を納付している者。
<b>補助内容</b>	被共済者1人に対し、年間12,000円

**奄美市人材育成等研修助成事業（先進地研修支援）** 奄美市

<b>目的</b>	奄美市『攻め』の総合戦略に掲げる基本目標「皆が知恵を出し実行する島（奄美で夢を叶える人物増）」の実現に向けて、市民が実施する人材育成のための研修等に対して助成金を交付。
<b>対象者</b>	本市に居住し、重点分野事業及び関連する産業に従事している者で、今後も引き続き本市に居住するもの（団体に所属する場合にあっては、所属長からの承認を受け、かつ、1団体からの申請人数は5人以内に限る。）
<b>助成内容</b>	「奄美市職員等の旅費に関する条例」及び「奄美市職員等の旅費支給規則」に基づく交通費、宿泊費その他市長が認める諸経費の範囲内に限る。（ただし、国外の渡航に必要な旅券、入国査証に伴う経費、旅行傷害保険等の経費については、助成の対象としない。） 助成率：3分の2以内 助成上限額：1人当たり20万円

**奄美市人材育成等研修助成事業（講師招聘支援）** 奄美市

<b>目的</b>	奄美市『攻め』の総合戦略に掲げる基本目標「皆が知恵を出し実行する島（奄美で夢を叶える人物増）」の実現に向けて、市民が実施する人材育成のための研修等に対して助成金を交付。
<b>対象者</b>	本市に居住し、今後も引き続き本市に居住するもの（法人の場合、本社又は主たる事業所を市内に有し、今後も引き続き市内にて事業を営むもの）
<b>助成内容</b>	① 講師に係る経費 「奄美市職員等の旅費に関する条例」及び「奄美市職員等の旅費支給規則」に基づく交通費、宿泊費その他市長が認める諸経費並びに謝金 ② 講演等に係る経費 施設使用料、運営その他市長が認める諸経費 ③ 学生等（市内の学校等に所属している者に限る。）の参加に係る経費 交通費（バス借上料）その他市長が認める諸経費 助成率：10分の10以内 助成上限額：1回当たり50万円

**奄美市キャリアアップ助成事業（従業員の免許・資格取得に対する助成）** 奄美市

<b>目的</b>	市内事業所が取り組む人材育成（免許・資格取得）に要する経費の一部を助成
<b>対象者</b>	以下の条件に全て当てはまる事業所 ・奄美市内に住所を有する事業所 ・雇用する従業員に、平成31年4月1日以降に以下の助成対象資格を取得させた事業所 第一種運転免許（大型のみ）、第二種運転免許、クレーン運転士、自動車整備士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、建設機械施工技士、造園施工管理技士、舗装施工管理技術者、電気工事施工管理技士、建築士、建設設備士、技術士、測量士、電気工事士、電気主任技術者、ガス溶接作業主任者、ボイラー溶接士、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者、足場の組立て等作業主任者、型枠支保工の組立て等作業主任者、給水装置工事主任技術者、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、理学療法士、登録販売者、管理栄養士、全国通訳案内士、総合旅行業務取扱管理者、国内旅行業務取扱管理者、総合旅程管理主任者、国内旅程管理主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者、消防設備点検資格者 解体工事施工技士、水産工学技士 ※その他、事業所の必要性を考慮して市長が必要と認める資格
<b>助成内容</b>	免許・資格の取得にかかる旅費、宿泊費（※）ただし、受験料（受講料）が10万円を超えるものについては、受験料（受講料）も対象とします。 補助率：助成対象経費の3分の2以内（1千円未満は切り捨て） 補助上限額：1件につき20万円です。 ※同一年度に1事業所5人（回）を限度とし、1従業員1回限りです。試験に合格して免許・資格を取得した場合に限り、助成金を支給します。

働き方改革推進企業支援事業		奄美市
目的	市内事業所における職場環境改善の促進を図るため、長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善及び女性・若手・高齢者・障害者等の活躍促進等の職場環境整備に取り組む事業所に対して助成金を交付	
対象者	市内に本社を有する法人及び個人事業主で、かごしま「働き方改革」推進企業の認定を受けた事業所	
補助内容	助成金の対象となる経費は、助成対象年度の職場環境整備に係る経費とする。 労務管理担当者に対する研修経費、労働者に対する研修、周知及び啓発に関する経費、社会保険労務士・中小企業診断士その他の外部専門家によるコンサルティング経費、人材確保に向けた取組に関する経費、労務管理用ソフトウェアの導入及び更新に関する経費、テレワーク通信機器の導入及び更新に関する経費、労働能率の増進に資する設備、機器等の導入及び更新に関する経費、バリアフリー、職場環境及び福利厚生施設の整備に関する経費、分煙設備その他これらに類する設備の導入に関する経費、その他市長が必要と認める経費 助成金の額は、助成対象経費を合算した額の3分の2以内で、上限20万円を3年間補助する。	
高卒ルーキー雇用奨励補助		奄美市
目的	新規高卒者の就職を促進し、雇用の確保と人口減少の歯止めを図る	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高卒ルーキーを正規労働者として雇い入れた事業主</li> <li>・高卒ルーキーを非正規労働者として雇い入れ、雇用後3年未満に当該高卒ルーキーを正規労働者として雇用した事業主</li> </ul>	
補助内容	雇い入れた高卒ルーキー1人につき20万円とする。	
新卒ルーキー家賃補助		奄美市
目的	新卒ルーキーの就職を促進し、雇用の確保と人口減少の歯止めを図る。	
対象者	補助金を受けようとする年度の前3年度間に学校教育法第1条及び第124条に規定する学校を卒業した者で次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規労働者として雇用され、当該正規労働者の雇用が1年を経過した者</li> <li>・非正規労働者として雇用され、雇用後3年未満に正規労働者として雇用される場合において、非正規労働者と正規労働者の雇用期間の合計が1年を経過した者</li> </ul>	
補助内容	補助対象者となる年度において、各月ごとの家賃の2分の1（上限1万円）を補助する。	
地域産業雇用奨励サポート事業補助		奄美市
目的	産業の振興と雇用の増大を図るため、新規雇用を行う補助対象業種の企業の経営者に対して補助金を交付	
対象者	(1) 常時従業員を雇用し、継続して営利を目的とした経済活動を市内で行う企業の経営者 (2) 次に掲げるいずれかの業種を営んでいること。 ア 水産養殖業 イ 製造業 ウ 情報サービス業及びインターネット付随サービス業 エ コールセンター業 オ 試験研究の事業	
補助内容	各年度において、新規の被雇用者1人当たり12万円を限度とし、かつ、1事業所あたり60万円を限度とする。	

【お問合せ】 奄美市商工観光部商工情報課 TEL：0997-52-1111



## 指宿市

### 農畜産物を活用した特産品開発事業補助金 指宿市

補助対象事業	市の農畜産物を利用した6次産業化又は農商工連携による新商品の開発事業
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する農業者</li> <li>・市内に事業所を有する農業法人又は農業者が組織する団体</li> <li>・農業者及び商工業者等で組織された団体 (団体の代表者及び構成員の2分の1以上が市内に住所又は事業所を有すること)</li> </ul>
対象経費	消耗品費、印刷製本費、機材購入費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：20万円

**【お問合せ】 指宿市農政部農政課農政係 TEL：0993-22-2111（内線711）**

### 地域資源を活用した健康食品等開発事業補助金 指宿市

補助条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市で生産されたオクラを原料としたオクラパウダー又は本市で製造されたかつお節を使用すること</li> <li>・健康食品または健康志向を高める商品の開発及び既存商品のブラッシュアップ</li> <li>・オクラパウダーの活用による商品開発の場合は、ヘルスケアビジネス協議会への加入が必要</li> </ul>
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に住所を有する農業者、畜産業者、水産業者</li> <li>(2) 市内に事業所を有する農業法人、漁業を主たる事業とする法人又は農業者若しくは漁業者が組織する団体</li> <li>(3) 市内に本店または支店を有する食品製造事業者</li> </ol>
対象経費	消耗品費（原材料等）、印刷製本費（シール等）、機材購入費（試作機材：汎用性の高いものは除く）、通信運搬費（試作品等の送料）、手数料（各種許可等）、委託費（加工委託費等）、使用料（施設使用料等）など
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の3分の2以内 補助上限額：30万円

### 水産物を活用した特産品開発事業補助金 指宿市

補助条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で水揚げされた水産物を使用すること</li> <li>・上記水産物を主たる原料とした加工食品の新規開発または既存商品のブラッシュアップであること（商品本体の変更を伴わない包装等の変更は対象外とする）</li> <li>・本市が開催する商品開発セミナーにおける個別相談への定期的な参加</li> </ul>
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内に住所を有する農業者、畜産業者、水産業者</li> <li>(2) 市内に事業所を有する農業法人、漁業を主たる事業とする法人又は農業者若しくは漁業者が組織する団体</li> <li>(3) 市内に本店または支店を有する食品製造事業者</li> </ol>
対象経費	消耗品費（原材料等）、印刷製本費（シール等）、機材購入費（試作機材：汎用性の高いものは除く）、通信運搬費（試作品等の送料）、手数料（各種許可等）、委託費（加工委託費等）、使用料（施設使用料）
補助率及び補助上限額等	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：15万円

**【お問合せ】 指宿市産業振興部商工水産課 TEL：0993-22-2111（内線314）**

指宿市特産品販路拡大支援事業補助金		指宿市
補助対象事業	本市の特産品等の販路拡大を促進することで、本市経済の活性化や税収確保、雇用の継続を図ること等を目的に、特産品を製造又は販売する事業者が、市外又は国外の商談会等へ出展するに当たり、予算の範囲内において補助金を交付します。 ※市外又は国外において開催される商談会等で、国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催し、共催し、又は後援するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。	
対象者	(1) 市内に本店又は主たる事業所を有している者 (2) 市税その他の市に対する責務に滞納がない者 (3) 市税等に滞納がある者は、原則として補助対象者とししない	
対象経費	商談会等に出展する経費のうち、出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借り上げ料、旅費、運搬費、通訳費、翻訳費その他必要と認められる経費から消費税及び地方消費税にかかる消費税仕入控除税額を除いたもの。	
補助率及び補助上限額等	補 助 率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額： ① 県内（市内を除く。）の商談会等に3日以上連続で出展する場合：1万円 ② 県外の物産展、催事等に2日以上連続で出展する場合：3万円 ③ 県外の商談会、見本市及び博覧会に2日以上連続で出展する場合：5万円（次号に該当する場合を除く。） ④ 市が主催又は出展する県外の商談会、見本市及び博覧会に出展する場合：5万円 ⑤ 国外の商談会等に出展する場合：10万円 ⑥ スーパーマーケットトレードショー（特別枠）出展に係る経費：13万円	

指宿市市場競争力強化等支援事業補助金		指宿市
補助対象事業	食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）への対応を推進するためのラベル作製や市場での競争力強化を目的とした既存商品のパッケージの磨き上げに取組む事業に対して必要な経費の一部を予算の範囲内で補助します。  ●新基準に基づき、かつ市場での競争力強化を目的としたパッケージ変更 ●新基準に基づく食品表示を行うための栄養成分分析及びラベル作製 ●本市が開催する商品開発セミナーやワークショップへの定期的な参加	
対象者	(1) 市内に住民登録がある個人 (2) 本市に法人開設届を提出している法人	
対象経費	委託料、手数料等	
補助率及び補助上限額等	① パッケージ変更を含む商品 補助率 補助対象経費の3分の2以内 補助上限額 1商品につき5万円 ② ラベル作製及び栄養成分分析等のすべて又はいずれかを実施する商品 補助率 補助対象経費の2分の1以内 補助上限額 1商品につき1万5千円 ③ 上記①の補助金交付を受けようとする商品の同等品（一連商品及び同一企画商品等）を複数申請するとき、2商品目以降の商品 補助率 補助対象経費の2分の1以内 補助上限額 1商品につき1万5千円 ※国、県等の補助金を受けていない経費であること。	

【お問合せ】 指宿市産業振興部商工水産課 TEL：0993-22-2111（内線314）



## 曾於市

後継者等結婚祝金		曾於市
内容	農林業・商工業に従事する後継者等の皆さんが結婚された際に、結婚祝金を支給しています。この事業は、農林業・商工業に従事する後継者や新たに農林業・商工業に従事した新規就業者が結婚された際に結婚祝金を支給します。	
対象者	本市の住民として住民基本台帳に登録されている者で、年齢はおおむね45歳未満の者。かつ後継者または新規就業者であり、今後農林業・商工業に従事し、地域の農林業・商工業の振興に寄与すると認められる者。	
金額	1件 50,000円	

店舗新築・改築補助金		曾於市
補助対象事業	雇用の創出、商業後継者の育成および地域経済の活性化を図るため、店舗の新築および既存店舗の改築工事費の一部を補助します。 【補助対象建物】 ・市内で商業等の用に供する目的で建築された（建築する）店舗（店舗兼住宅の場合は、店舗部分のみ） ・使用予定者がいて、賃貸の場合は賃貸契約が締結された店舗	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助を受けようとする改修工事について、市およびその他の制度による助成を受けていないこと。</li> <li>・市税等を滞納していないこと。</li> <li>・新築・改築工事後3年間は、店舗の転売や処分を行わないこと。</li> <li>・今までにこの補助を受けていないこと。</li> </ul>	
補助対象経費	市内に事業所を有し、かつ、市が認める改修工事の資格を有する業者が行う20万円以上の工事 補助対象店舗の新築、修繕、補修、改築、増築工事、壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え等の工事、耐震性を確保するための工事等 ※土地購入費用、機械・工具等備品の購入費等は補助対象となりません ※工事着手後の申請は補助対象となりません	
補助率及び補助上限額	補 助 率：補助対象経費の30%（千円未満の端数は切り捨て） 補助上限額：最高50万円 ※補助金の申請は1回限りとします。 ※補助は予算に到達した時点で事業は終了いたします。	

【お問合せ】 曾於市商工観光課 TEL：0986-76-8282

## 南九州市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 南九州市商工観光課 TEL：0993-83-2511

## 南さつま市

### 南さつま市販路拡大支援事業補助金

南さつま市

補助対象事業	市内の中小企業者が、販路拡大や販売促進のため、県外で開催する商談会・展示会等に出展し、自社の製品を紹介する際に、その経費の一部（最高5万円）を補助する制度です。（物産展は補助対象外です。） 【補助対象となる商談会等】 (1) 県外及び海外の商談会等で、補助対象者以外の者が開催する商談会等であること。ただし、常設の商談会等は除く。 (2) 補助対象者が単独で出展する商談会等であること。 (3) 補助対象者が同様の趣旨で交付される国、県その他公共的団体の補助金を受けて出展する商談会等でないこと。
対象者	中小企業者であって、市内に事業所を有し市内で1年以上継続して同一事業を営み、かつ、個人にあつては1年以上市内に居住しており、市税を滞納していないこと。
補助対象経費	会場使用料・小間料金等会場の使用に係る費用、展示装飾に係る費用、出展物の輸送に係る費用
補助率及び補助上限額	補助対象経費の2分の1以内（限度額5万円、1,000円未満切り捨て）とし、同一補助対象者に対する補助は、同一年度において1回限りとします。 ※予算の範囲内での補助となりますので、予算がなくなり次第、受付を締め切ります。

【お問合せ】 南さつま市商工水産課 TEL：099-53-2111

## 志布志市

### 販路拡大支援事業補助金

志布志市

補助対象事業	販路拡大のための商談会・物産展等々の事業を実施する市内事業者に対して、参加経費の一部を助成することにより、志布志市の食（食材）・特産品等販路拡大活動を支援することを目的としています。
対象者	・志布志市内に事業所を有し、志布志市商工会会員であること ・法令に抵触し、補助が適当でない認められる事業者ではないこと
補助対象経費	(1) 日本国内で開催される商談会または物産展等への出展料 (2) 出展に要する2人分までの旅費
補助率及び補助上限額	(1) 出展に係る経費の3分の2以内 (2) 2人分までの旅費の2分の1以内 ただし、(1)と(2)を併せ、1回の補助限度額は25万円とする。 また、申請については、1事業所あたり年度内2回までとする。

### 輸出促進支援事業

志布志市

補助対象事業	海外見本市への出展、海外市場視察、海外商談会等への参加に対する助成を行っています
対象者	・志布志市内に事業所を有していること ・志布志市から別途運営補助金等の交付を受けていないこと
補助対象経費	出展や視察、商談会等にかかる経費
補助率及び補助上限額	補助対象経費の2分の1以内 (1) 1回の補助限度額は20万円とする (2) 1回につき補助を受けることができるのは1事業所1名とする



食品・農林水産品コンテナ輸出助成制度		志布志市
助成内容	志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルに発着する外貿定期コンテナ船を利用して、食品及び農林水産品（原木を除く）を輸出される方（船荷証券の出し荷主）に、助成金を交付します。	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内に事業所を有していること</li> <li>・輸出する貨物が食品及び農林水産品（原木を除く）であること</li> <li>・志布志港に寄港している定期コンテナ航路を利用して輸出すること</li> </ul>	
助成額	助成金の額は、コンテナの種類に関わらず、1本につき2万円。 (ただし、一荷主に対する年間（7月～翌6月末日）の助成限度額は50万円です。)	

志布志市店舗リフォーム助成事業		志布志市
助成内容	地域経済対策、商工業の振興、雇用の創出及び後継者の育成対策として既存店舗の修繕、改修、増築に助成します。	
助成対象店舗	・市内に存する店舗で既に1年以上経営を継続していること (店舗兼住宅の場合は、店舗部分のみを対象とします)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に存する店舗等の所有者又は使用者であること</li> <li>・市税等を滞納していないこと</li> <li>・過去に市から店舗リフォームの助成金の交付を受けていないこと</li> <li>・令和2年3月31日までに実績報告書を提出できること</li> <li>・交付決定を受けるまでに工事に着手していないこと</li> </ul>	
助成対象工事	登録店に請け負わせる工事で、対象経費が20万円以上（税込）のもの ※対象になるものとならないものがあるためご注意ください 店舗の修繕、補修、改築及び増築のための工事、壁紙の張替え、屋根又は外壁の塗り替え等店舗の模様替えのための工事	
助成額	助成対象経費の30%に相当する額（1千円未満は端数を切り捨てます）。 ただし、30万円を助成限度額とします。 助成金の交付は、同一助成対象者又は同一店舗について1回限りとします。	

【お問合せ】 志布志市港湾商工課 TEL：099-474-1111

## いちき串木野市

空き店舗等活用促進補助金		いちき串木野市
補助対象事業	市内空き店舗（空き家含）を活用し、新規に出店する方への店舗等改装経費と家賃の一部を対象として補助金を交付します。	
対象者	対象業種：卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など	
補助対象経費	(1) 改装経費等（市内事業者が施工） (2) 家賃等の補助	
補助率及び補助上限額	(1) 対象経費の半額を助成（上限30万円） ※10月受付分より上限額の見直し（減額） (2) 1～6ヶ月目：対象経費の全額を助成（上限3万円） 7～24ヶ月目：対象経費の半額を助成（上限1.5万円） ※10月受付分より上限額の見直し（減額）	

商工業者店舗リフォーム補助金		いちき串木野市
補助対象事業	市内ですでに1年以上販売等を行っている小規模事業者が、市内業者を利用して行う店舗のリフォームを対象として補助金を交付します。	
対象者	対象業種：卸売業・小売業・飲食業・理容、美容業・教育、学習支援事業・保険業・医療、福祉事業など	
補助対象経費	改装経費等（市内事業者が施工）	
補助率及び補助上限額	20万円以上の対象経費の半額を助成（上限30万円） ※10月受付分より上限額の見直し（減額）	

【お問合せ】 いちき串木野市水産商工課 TEL:0996-33-5638

## 伊佐市

### 伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金

伊佐市

補助対象事業	市内の地域産業の振興及び日常生活支援機能の確保を図るため、地域の6次産業化又は集落再生・活性化若しくは市街地活性化に寄与すると認められる事業として起業する者に対し補助する。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有し居住する者</li> <li>・市税の滞納がない者</li> <li>・フランチャイズチェーン等に加盟していない者</li> <li>・補助金交付後、3月以内に事業を開始できる見込みのある者</li> <li>・金融機関等からの資金調達が十分に見込める者</li> <li>・事業に必要な許認可等を取得している者又は事業開始までに取得する見込みのある者</li> </ul>
補助対象経費	施設整備費（新築工事費、増改築工事）及び設備導入費（付帯設備購入、機械器具購入）
補助率及び補助上限額	補助対象経費の1/2以内（上限100万円） 条件により加算措置あり

【お問合せ】伊佐市企画政策課 TEL：0995-23-1311（内線1305）

## さつま町

### さつま町小売業等店舗整備支援事業費補助金

さつま町

補助対象事業	市内ですでに1年以上販売等を行っている小規模事業者が、市内業者を利用して行う店舗のリフォームを対象として補助金を交付します。
対象者	<p>【対象業種】補助対象となる店舗の業種は、小売業、飲食業（交遊飲食業は除く。）及びサービス業（日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人若しくは個人。</li> <li>・商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する者。</li> <li>・補助対象業種を3年以上現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む者。</li> <li>・町税等を完納している者。</li> <li>・過去に本補助金を受給した方については、前回から5年以上経過をした者。</li> </ul>
補助対象経費	店舗の外装、内装に係る建築工事費（設備備品等の整備、購入費等は含まない。）
補助率及び補助上限額	補助率：事業費の20万円を超過した分の30%以内（算出額の1,000円未満端数切捨） ただし、国県等の補償費等の交付がある場合は、店舗整備事業費からその額を控除した額を補助する。 補助上限：50万円

### さつま町空き店舗対策事業補助金

さつま町

補助対象事業	新たに商業を営もうとする者や、規模拡大を図ろうとする中小企業者が借用する店舗の家賃
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さつま町の空き店舗に入居し、1年以上の賃貸借契約を締結すること。</li> <li>・空き店舗の利用に当たっては、小売業、飲食業、サービス業、その他のこれらに類する事業、その他町長が認める事業を営む者。ただし、事務所としての使用、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業は除く。</li> <li>・チェーン展開で事業を行うものでないこと。</li> <li>・さつま町商工会に入会していること。</li> <li>・町税等の滞納がないこと。</li> <li>・空き店舗の所有者と同一世帯又は生計を一にしない者</li> <li>・この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがないこと。</li> </ul>
補助対象経費	敷金、礼金、駐車場代、共益費及び仲介手数料等賃貸借契約に係る諸費用及び消費税を除く賃貸店舗の月額家賃とする。ただし、国又は県等の家賃補助を受けている場合は対象としない。
補助率及び補助上限額	補助金の額は、対象経費の2分の1以内で月額3万円を限度とし、1,000円未満の端数を切る捨てることとする。

【お問合せ】さつま町商工観光PR課 TEL：0996-53-1111（内線2283）



## 枕崎市

### 枕崎市新規雇用創出就労環境改善事業補助金 枕崎市

補助対象事業	積極的に就労環境の改善に取り組む枕崎市内事業者に対し、補助金を交付し、若者等の定着につながる就労環境や女性就労者の環境改善、雇用の拡大を推進します。
対象者	次のいずれにも該当する事業者 ・枕崎市内に本社及び事業所を有し、労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者 ・就業時年齢満35歳未満の者を1名以上正規雇用した事業者 ・現況の労働環境を改善しようとする事業者 ・市税等の滞納がないこと
補助対象経費	次の事業で事業費が50万円以上のもの <b>【ハード事業】</b> ・福利厚生施設の整備（トイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所等） ・労働時間の適正な管理のための設備導入（労働時間管理適正化システムの導入等） ・職場環境改善のための設備導入（分煙設備等） <b>【ソフト事業】</b> ・制服及び作業着の支給や貸与
補助率及び補助上限額	【ハード事業】 補助率：2分の1以内 補助上限：50万円 【ソフト事業】 補助率：2分の1以内 補助上限：20万円

【お問合せ】 枕崎市水産商工課商工振興係 TEL：0993-72-1111（内線：421）

### 企業誘致促進補助金制度 枕崎市

補助条件	企業誘致促進補助金の交付を受けるには、枕崎市工業団地分譲基準を満たし、なおかつ次の条件を満たす必要があります。 (1) 原則、新規地元雇用者を11人以上雇用する必要があります。 事業所の新設及び増設に伴って増加する新規地元雇用者数が11人以上必要です。 (2) 設備投資額について 一定額以上の設備投資が必要です。設備投資額については、業種ごとに必要額が定めてあります。
補助金額	新規地元雇用者数×30万円+設備投資額×100分の2（2千万円限度） ※設備投資額が10億円以上かつ用地取得面積が1万平方メートル以上の場合は、限度額が4千万円となります。

【お問合せ】 枕崎市企画調整課政策推進係 TEL：0993-72-1111（内線460、219）

## 阿久根市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 阿久根市商工観光課 TEL：0996-73-1211

## 肝付町

### 肝付町六次産業化及び農商工連携新商品等開発事業補助金 肝付町

補助対象事業	本町の農林水産品を活用し、六次産業化又は農商工連携によって実施する新商品等開発に関するものとする。
対象者	町内に存在する農林水産業者又は中小企業等
補助対象経費	新商品開発に関わる経費
補助上限額	1事業あたり上限20万円

【お問合せ】 肝付町産業創出課 TEL：0994-67-4531

## 西之表市

### ○西之表市皆とまち再生支援事業補助金

港町再生支援事業		西之表市
補助対象事業	港町再生基本構想等に基づき、中心市街地において実施する地域の魅力を発信する取組や歴史的建造物等を活用する取組、商店街の空き店舗や空地を活用した取組、商店街を活性化する取組、街並みの連続性を高める取組（2軒以上での外観の改修など）に要する経費	
対象者	次のすべてを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する3人以上で構成する団体等であること。</li> <li>・政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。</li> <li>・構成員に市税等の滞納がないこと。</li> <li>・事業申請や実績報告、財産の管理等を適正に行うことができること。</li> </ul>	
補助対象経費	謝金（講師等）、賃金（事業を行うために必要な臨時のアルバイト代等）、旅費（講師等の旅費等）、消耗品費、印刷製本費、委託料、賃借料、通信運搬費、広報費、工事請負費（2軒以上での外観の改装に係る経費等。ただし、単なる修繕及びリフォーム費用の経費分や関係しない工事、備品購入等の費用は除く。）、その他事業を行う上で市長が必要と認める経費	
補助上限額	補助率：5分の4以内 限度額：200万円以下	

(1)商品開発事業 (2)販路開拓事業 (3)ビジネスプラン実現化事業 (4)空き店舗等活用事業		西之表市
補助対象事業	(1) 新商品開発、既存商品の改良に要する経費、商品パッケージの改善に要する経費 ※補助対象経費の総額が30万円以上のもの。 (2) 商談会、展示会への出展及び開催、新商品紹介のためのホームページ製作（新規開設も含む）、販路開拓にかかるアドバイザーの活用等に要する経費 ※原則として商品化後3年以内のもの。 (3) 新たなビジネスプランによる起業準備、または新事業分野に参入するための準備にかかる経費 ※補助対象経費の総額が50万円以上のもの。 (4) 市内の空き店舗等を活用し、新たに事業を始める際に必要な設備投資等にかかる経費 ※補助対象経費の総額が70万円以上のもの。	
対象者	次のすべてを満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する3人以上で構成する団体等であること。</li> <li>・政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。</li> <li>・構成員に市税等の滞納がないこと。</li> <li>・事業申請や実績報告、財産の管理等を適正に行うことができること。</li> </ul>	
対象経費	謝金（講師等）、旅費（商談会等）、消耗品費、印刷製本費（試験的なパッケージの印刷、販路開拓のためのチラシ印刷等）、委託料（研究開発費、デザイン開発、ホームページ製作等）、賃借料（機器リース、会場借上料、建物の賃貸料（敷金、礼金は除く。）等）、通信運搬費（商談会への商材発送等）、広報費（販路開拓や商談会の情報発信に係る経費等）、工事請負費（店舗の改装及び設備工事に係る経費等。ただし、単なる店舗の修繕及びリフォーム費用、業務効率化（厨房の改修、業務用冷蔵庫や冷蔵庫の交換等）の経費、店舗部分に関係しない工事や備品購入等の費用は除く。）、その他事業を行う上で市長が必要と認める経費	
補助上限額	(1) 補助率：2分の1以内 限度額：30万円以下 (2) 補助率：2分の1以内 限度額：20万円以下 (3) 補助率：2分の1以内 限度額：50万円以下 (4) 補助率：2分の1以内 限度額：70万円以下	

【お問合せ】 西之表市経済観光課商工政策係 TEL：0997-22-1111（内線271・274）

## 垂水市

■中小企業等への融資・助成・補助制度等については電話等でお問合せ下さい。

【お問合せ】 垂水市水産商工観光課 TEL：0994-32-1111



## インターネットの普及とサイバーセキュリティの必要性について

鹿児島大学 副学長・教授  
 学術情報基盤センター長 森 邦彦  
 大学院理工学研究科工学博士

日本のインターネットのはじまりは1984年といわれていますが、本格的に普及し始めたのは1993年のMosaicブラウザ（ホームページを見るアプリ）のリリース、1995年のWindows95の発売からでしょうか。いずれにしてもたかだか20年ほど前の話です。この20年で手紙と電話とファックスのコミュニケーションから電子メール、LINEやFacebookなどのSNS、TV電話などを使ったコミュニケーションに急速に移行しました。コミュニケーションの方法が変わるということは社会の在り様が変わるということです。この短期間での変化は世代間における普及率の大幅な差異をもたらし、世代間のコミュニケーションギャップという大問題を引き起こしています。世代間でコミュニケーションが上手くできないことで、危険性や安全性についての知識が社会でうまく蓄積できなくなっています。また、急速に問題化したため脅威と有効な対処方法のいたちごっこを繰り返しています。

インターネットを中心とした世界をサイバー空間と呼んでいます。サイバー空間はちょっと前までは現実のリアルな世界と比較して仮想空間と呼ばれていましたが、その空間内でコミュニケーションを取りビジネスなどが展開されていますので、もはや立派な現実空間の一部となっています。サイバー空間の中でやり取りされる情報は人間が取り扱うほぼすべての情報です。金融・特許や国防関係の情報も含まれますので、攻撃者は悪意の

ある犯罪者（単独・グループ）や軍隊が関与する場合があります。特定の国の情報システム、金融システム、電力システムや国防システムなどを狙う攻撃の有様は、もはや「サイバー空間内での戦争」と言って良い状態です。



サイバーセキュリティの脅威としては、システムの脆弱性を突くものや使用している人間を騙すものなどがあります。攻撃者が使う道具はメール、FacebookやLINEなどのSNS、動画サイト、ホームページ（Webサイト）などがあります。最終的に悪意のあるプログラム（マルウェアと呼んでいます）をダウンロード（病気との例えで「感染」と呼んでいます）させることを目的とします。また、この脅威はコンピュータやスマートフォンなどの単体が感染し被害にあうだけではなく、所属する組織内外への攻撃の踏み台にされます。現在ではむしろ後者の方が多いと言えます。踏み台にされた場合は極力発見されないように振る舞いますので脅威を取り除くことは非常に困難になります。ひとたび組織内の1台が悪意のあるマルウェアに感染すると組織内のほとんどのコンピュータなどが感染してしまう事もあります。

次回以降はこれらの手口について解説する予定です。（次回は8月号）

## 継続的なPDCA活動で 住みたい街No.1をめざす

宇宿商店街振興組合 理事長 河井達志 氏



かわいたつし  
河井達志 理事長

産業道路や国道に面し、JRや市電など数多くの交通機関が利用できて非常にアクセスが良い宇宿。この街で事業を営む方々が集結し、宇宿商店街振興組合を組織しています。

近隣には量販店や大型ショッピングモール等の進出が続いているにもかかわらず、活発な活動を展開し、「はばたく商店街30選」にも選出されています。そのパワーの源について、お話を伺いました。

### ■宇宿商店街振興組合のなりたち

当組合は、平成4年、宇宿地区の事業者67者で設立しました。宇宿には3つの通りがあり、もともとは通りごとに任意団体をつくり活動していました。

そのような中、将来を見据えたしっかりとした活動を行うため、また皆の意識をまちづくりに向けたいいけないという想いがあり、当組合の設立に至りました。

人数が多かったため、当初は方向性を合わせるのが正直大変でしたが、今では全員が一致団結して活動しています。



福笹で商売繁盛祈願



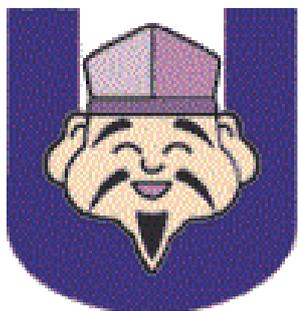
## ■宇宿商店街の魅力

当組合では、日々様々なイベントを企画・開催しています。

代表的なものは夏祭りやフリーマーケット、毎年1月10日に開催するえびす祭り、毎月15日に開催するおじゃったもんせ市、大忘年会、うすきの宴などで、通りや組合のイベント広場を活用して開催し、毎回多くの方に参加していただいています。

また、イベントだけではなく、実際に「街をつくる」という意識を持ち、いろいろな実験を行っています。

たとえば、街のバリアフリーを考えるため、組合員が実際に車いすを押して通りを歩き、通りにくいポイントがどこにあるのかを調査しました。



えびす様をモチーフにしたシンボルマーク



えびす祭りの七福神パレード



うすきの宴

## ■「鹿児島で住みたい街 No.1」を目指して

大規模商業施設の増加や、少子高齢化、後継者不足、子育て支援や高齢者見守りを含めた地域住民との交流など、商店街を運営していく上での課題は数多くあります。

そのような中、私たちはどのような将来像を見据えて活動していくべきかとの指針を決める必要がありました。

そこで、来街者に対し、「商店街に何を求めているか」というアンケートを取り、これをもとに「いかに定住者を増やすか」「持続可能な商店街とは何か」といった観点から検討を重ねた結果、「鹿児島で住みたい街 No.1になる」をスローガンにすることとしました。

そして、「①高齢者の見守りのまちづくり」「②子育て支援・街育のまちづくり」「③安心・安全のまちづくり」「④エコ環境・環境美化のまちづくり」「⑤交流・参加・協働のまちづくり」の5つを事業の柱として立案しました。

## ■ PDCAサイクル

前述のスローガンに基づき、実際に目標を実現するために様々な施策を打ちました。例えばまちの駅の設定や、情報誌「宇宿タウンガイド」の発刊、各種イベントの実施などです。

そして、実施した施策に対してアンケート調査や統計データ分析を行い、成果を分析した上で、事業の改善や新たな取組みにつなげていきました。

たとえば、調査の結果、あるイベントの効果が薄いことが判明すると、思い切って中止して、その代わりに他のイベントに注力する、といったような決断ができます。

それもうまくいかなければまた次の手を考えればよいわけです。

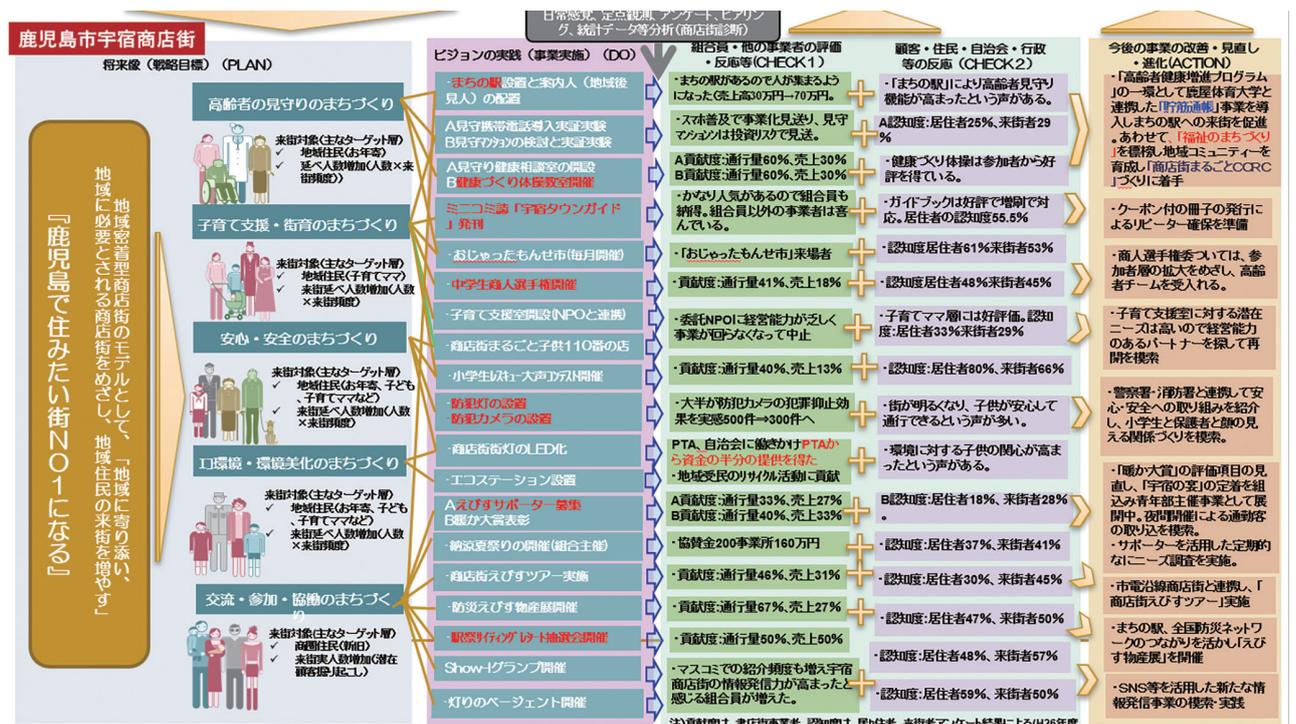
今まで実施したことのない全く新たな取組みについても、とにかくまずやってみて、必ず調査分析を行い、次の改善につなげるように心がけています。

しっかりとした根拠を基に合理的な決断をすることで、改善を繰り返し、着実に目標に向かって進んでいるという実感を持つことができました。

データと現場を見据えて、適切な施策や実験事業を何度も繰り返し行っていくことが組合活性化のポイントであると思っています。



これまで、大量の調査・分析を行ってきた



PDCA表（一部抜粋）



## ■ はばたく商店街30選

このような活動の甲斐あって、平成29年に経済産業省の「はばたく商店街30選」に選んでいただきました。

「はばたく商店街30選」は、「インバウンド」「地域課題対応」「若手・女性」「生産性向上」の4つの分野で効果的な取り組みを行う商店街が選ばれるもので、当組合は「地域課題対応」の分野で選出していただきました。

組合員の皆さまをはじめとして、役員の方々、また関係者の皆様のご協力の賜物だと思っています。

このときも、当組合の取り組みがP D C A活動をうまく活用したものだとして評価していただきました。

当組合としては、特にP D C Aを意識してやっているというわけではなかったのですが、私たちが設立当初から続けてきた活動をこのように評価していただけたことを、大変嬉しく思います。

これだけでも大変うれしいできごとだったのですが、県がこのことに注目してくださり、新たな事業が始まることとなりました。



はばたく商店街30選 トロフィー



はばたく商店街30選 事例集  
経済産業省のHPからダウンロードできる

## ■ 商店街活性化・人材育成支援事業

私は宇宿商店街振興組合の理事長を務めていますが、鹿児島県商店街振興組合連合会（県振連）の理事長も仰せつかっています。

県振連は、県内の商店街振興組合で構成する団体で、会員の運営支援、事業支援、情報提供などを行っています。

宇宿商店街が行ってきたP D C A活動を広めたいと、県から県振連に対し事業実施の打診がありました。それが昨年度に実施された「平成30年度商店街活性化・人材育成支援事業」です。この事業は、商店街が目指



専門家を交え、組合の方針を議論する

す姿を定め、その実現に向けて計画策定及び取り組みを行うP D C Aサイクルを活用した商店街活動の実践を支援するとともに、当該商店街のリーダー・若手人材等に対して商店街活性化に関する悩みや取り組みの進め方等について助言・指導等を行うものです。

# 組合インタビュー

昨年度は2つの商店街がこの事業を活用し、専門家の派遣等を利用して目指す姿を考え、それを実現するためにどうすべきかという計画を立案しました。

事業実施においては決定から実行までをスピーディーに行うことが大切です。そこで予め明確な方針を立てていれば、ある施策の可否について議論する際、その方針に照らしてどうかという判断をすれば早く決断することが可能ですし、効果の検証についても、自分たちの目的を達成するためにこの効果をどう評価すればよいかという道筋が見えます。

少し話はそれますが、事業というよりも商店街という観点から言えば、まちづくりのコンセプトが何より重要です。地に足をつけて、先人たちから受け継いできたものを大事にしながら、発展させていくことが基本になると思います。

それぞれの商店街には、個々の特色がありますから、自分たちの役割を自覚した上で、できることをやっていくことが大切なのです。

こういったことを実践するときにも、PDCAに基づいて事業を行っているのとそうでないのでは、大きな違いが出てきます。

そういった意味で、非常に有効な事業だったのではないのでしょうか。

## ■ これからの宇宿と組合

商店街は、商品やサービスを提供し地域に貢献することはもちろん、防災やコミュニケーションの拠点という役割も担っています。そのためには、大きなイベントも大事ですが、一過性のにぎわいを創出するだけではなく、誰もが安心して暮らせ、愛着を持って住むことができるまちづくりの視点が必要なのです。

これからも、先ほど説明した5つの戦略を中心に、地域と協力し合いながら「鹿児島で住みたい街No.1」を目指していきたいと思います。

また、これまでの活動から「地域密着の徹底」「まちづくりのキーワード探し」「ものづくり創造(地方自治体・金融機関との連携)」「商人移入の促進」「人材育成塾の開催」「福祉のまちづくり」という新たな課題を見つけました。どれも簡単に解決することは難しいものですが、当面はこれらの解決に向けて活動していきたいと考えています。



成果発表会



役員の方々とともに



## ■最後に

組合活動を活発に続けていくために大事なポイントはいくつかありますが、やはり前提となるのは「続けていくこと」だと思います。

PDCA も、継続的な活動を効果的なものにするための方法論の一つでしかありません。続けなければ、結局は成果を生み出せず終わってしまいます。

ですから、地域を大事にする楽しいまちづくりを行うために、まずはそれが持続可能な施策であることが必要なのです。

今後も、「がんばらないけどあきらめない精神で努力を忘れずに」、全員一丸となって取り組んでいきたいと思います。

宇宿商店街振興組合			
代表者	理事長 河井達志		
設立年月日	平成4年12月3日	組合員数	33人
所在地	鹿児島市宇宿3-1-1		
主な事業	商店街の環境整備、販売促進、教育情報事業		
電話	099 (257) 9690	F A X	099 (284) 1126
URL	<a href="http://usuki.or.jp/">http://usuki.or.jp/</a>		



取材  
後記

自分たちの進むべき方向性をしっかりと議論し、ビジョンを共有した上で常に事業改善を繰り返すという方法に、とても力強い団結力を感じました。

決して無理をせず、しかし効果的な改善活動を継続的に繰り返していくことで、宇宿が本当に「鹿児島で住みたい街No.1」になる日も遠くないのではないかと思います。

元気を出そう!

がんばれ  
中小企業



# おもい “空想を形に” 創る会社 老舗金物屋の飽くなき挑戦

株式会社野崎美工舎 代表取締役 野崎昌登 氏



明治12年頃の野崎美工舎



のざき まさと  
野崎 昌登 氏

「株式会社野崎美工舎」をご存知でしょうか。  
金属加工をはじめとする高い技術力で、看板、装飾金物、企画  
展示や車両ラッピングなど数々の「作品」を生み出しています。  
そのものづくりの原点を知るため、野崎美工舎を訪ねました。

## ■金物屋として、これまでの歩み

弊社は明治12年創業で、今年で140周年を迎えました。

ただ、古くから馬具や鎧兜、将軍が乗る輿などの装飾金物を作っていたと伝え聞いており、上の写真が明治12年に金生町で撮影されていることから、実際はそれ以前から事業を営んでいたと思われます。

当時は、図面もなく完全な職人技で金属を叩き、はんだをつけ、様々な造形をしていたようです。いまでこそ、看板やイルミネーションなど、様々な仕事を手掛けていますが、それらの骨組みや土台はすべて金属でできていることから、私は「金物屋」だと思っています。



職人技で作られた金物のオウム



## ■ カuttingマシンの導入

今から30年ほど前までは、金属加工専門で、看板製作では金属フレーム部分だけを作っていました。看板等に貼るフィルムを加工するCuttingマシンが開発され、「これがあれば金属加工だけでなく、うちでも完成品が作れる!」と思い、いち早く導入しました。

当時、パソコンも普及していない時代でしたが、必死で使いこなそうと努力した結果、金属加工専業から、車両のラッピングやイルミネーションなど事業の幅が飛躍的に広がりました。

現在では、世界的化学素材メーカーである3M（スリーエム）が求めるフィルム施工の品質管理体制を持った加工店として鹿児島県で唯一認定を受けています。



Cuttingマシン



3M の認定証

## ■ 相談から製図・制作まで一手に引き受ける

弊社が相談を受ける仕事は、大型で特殊な形状のものが大部分を占めています。

お客様からの依頼には、イラストしかない場合もありますが、立体的な図面をおこし、加工を行い、完成品として組み立てるまでが私たちの仕事です。

大型の構造物等は、組み立てたときに重量や張力で骨組みがゆがみ、形が崩れてしまうこともあります。そのような課題をどのように解決するかが手腕の見せ所です。

また、LEDを使うイルミネーションなどは熱対策を行い、制作物を宙吊りにする場合は落下しないよう安全対策などもしっかり行う必要がありますので、素材や塗装などを工夫し、予算内でいかに作るかが重要なポイントとなります。



鹿児島中央駅のイルミネーション骨組



ドルフィンポートの馬車をイメージしたイルミネーション

# 元気を出そう！がんばれ中小企業



【野崎美工舎の制作事例】1 沈壽官窯の收藏庫看板。司馬遼太郎直筆の書を再現。2 九州国立博物館（福岡県太宰府市）の看板。青銅風の塗装を施す。3 鹿児島市総合案内板。4 おはら祭を彩る花電車。5 かごしま水族館の展示。6 高級車フェラーリのサイン。17回塗装を行っている。

## ■ 困難な案件に応じてきたこと培ったノウハウを最大限に活かす

世界遺産のある『仙巖園』に設置している世界遺産の登録祈念銘は、橋梁などに使われる「コールテン鋼」という素材（表面に錆ができて内部には錆ができないという特殊な部材）に、メッキで被覆を施すことが条件でした。

かつて鹿児島市電の電線を支えるセンターポールに同様の加工を施し、直感的にこの技術を応用できると確信したことから、相談を受けた時には、「出来ますよ！」と即答しました。

つまり、過去の困難な経験は、必ずその後の事業発展に役立つと考えています。



世界遺産登録祈念銘



鹿児島市電 電停

その他にも数々のノウハウを蓄積しており、お客様からの「こんなものを作れますか？」という相談にある程度は「できますよ、やってみましょう」と即答できるぐらいになってきました。

## ■ 仕事の面白さ

現在、従業員は16名で、10年以上勤務しているベテランが多くなっています。



この仕事の面白みは、街を歩いているときに、自分達が作った看板がひととき輝いている姿を見ることに、誇りをもてることです。

また、1点ものの仕事が多く、日々創意工夫を続けられることも面白さだと思います。

課題があれば、従業員みんなで、「ああでもない、こうでもない」と話し合っ作っています。

特にデザインなどは世代間で発想や意見が全然違ったりするのも面白いところです。



新たな作品が生まれる現場

## ■ものづくり補助金の活用

平成24年度補正ものづくり補助金を活用して、大型の鋼板を切断する設備を導入しましたが、これが大活躍しています。導入前は、厚みのある鋼板切断時に「ねじれ」や「ゆがみ」が発生していたため、外注加工を余儀なくされていましたが、機械の導入によって厚みのある鋼板切断の内製化に成功し、納期短縮によって顧客満足にもつながりました。

## ■最後に

昨年、所属するアド木工協同組合が創立40周年を迎え、記念誌の会社紹介欄に「<sup>おもい</sup>“空想を形に”創る会社」と掲載しました。お客様が「こんなものがあつたらいいな」と思うものを、具体的に図面化し、限られた予算で形にするのが私たちの仕事です。

これまでお客様の要望にしっかりと応えてきたことが評価され、お客様からまた別のお客様に紹介していただくというありがたい連鎖が起きています。

これからは若い世代を育てていこうと考えていますが、何よりこの仕事はまず現場が大切です。

どんな優れた機械があっても、それを使いこなすのは人間ですから、使う側がノウハウを蓄積してこそ機械の真価を発揮できると思います。

株式会社 野崎美工舎			
代表者	代表取締役 野崎昌登		
設立年月日	昭和54年7月2日		
所在地	鹿児島市東開町3-89		
電話	099 (268) 1339	F A X	099 (268) 1621
URL	http://www.nozakibk.com/		
資本金額	1,000万円		
従業員数	16名		
業種	その他の製造業		



取材  
後記

「金物屋」からスタートした基礎をしっかりと固めながらも、創意工夫により様々な「作品」を創り続ける野崎美工舎に、「ものづくりの真髄」を感じました。

街で見かける特徴的なあの看板や装飾も、もしかしたら野崎美工舎による匠の技の結晶かもしれませぬ。

## 【QC検定とは】

品質管理検定(QC検定)は、品質管理・改善を実施するための能力と、その能力を発揮するために必要な知識を、4段階のレベルに分けて筆記試験で客観的に評価し、品質管理の知識レベルの認定を行うものです。

一般社団法人日本規格協会(JSA)によって、毎年2回、3月と9月に全国約120か所で実施されています。

## 【なぜQC検定が必要なの?】

日本のほとんどの企業では、品質管理が実施されています。この品質管理を実施するためには、そこで働く人々の品質管理に関する意識、能力、改善能力が重要です。この品質管理能力、改善能力といった能力を発揮するためには、品質管理の知識だけでなく、個人のリーダーシップ力やモチベーション、それらを引き出す組織体制などといった多くの要素が関係します。しかし、一番の基本となるのは品質管理に関する知識であることは事実です。

また、品質管理の知識といってもどのような問題を解決するのかによって必要となる知識は異なります。そこで「QC検定」では、企業においてどのような仕事をされているか(これからするか)、その仕事において品質管理・改善を実施するレベルはどれくらいか、そしてその管理・改善をするためにどれくらいの知識が必要であるかにより四つの級を設定しています。

一般社団法人 日本品質管理学会認定



QC 検定

# QC検定

The Quality Management and Quality Control Examination 品質管理検定

年2回(3月、9月)開催



～全社のQCレベル向上で～  
品質管理が組織をささえる



## 【対象者】

1級／準1級	品質管理部門のスタッフ、技術系部門のスタッフなど企業内において品質管理全般についての知識が要求される業務にたずさわる方々
2級	QC七つ道具などを使って品質に関わる問題を解決することを自らできることが求められる方々、小集団活動などでリーダー的な役割を担っており、改善活動をリードしている方々
3級	QC七つ道具などの個別の手法を理解している方々、小集団活動などでメンバーとして活動をしている方々、大学生、高専生、工業高校生など
4級	これから企業で働こうとする方々、人材派遣企業などに登録されている派遣社員の方々、大学生、高専生、高校生など

## 【QC検定制度を活用するメリット】

- ▶ 企業全体に品質管理に対する意識を高めることができ、製品品質の向上を図ることができる
- ▶ 個人個人の品質管理のレベルを把握することができ、教育計画に活用できる
- ▶ 各部署ごとに品質管理のレベルを把握でき、人事計画に活用できる
- ▶ 社員、派遣社員などの採用にあたり、活用することで品質管理レベル向上を図ることができる
- ▶ 社内教育の軽減が図れる

## 【試験日等】

### < 第29回 >

試験日：2020年3月15日（日）

資料請求受付開始：2019年10月上旬～

申込受付開始：2019年12月上旬～

お申し込み方法、受験料等の詳細は日本規格協会HPをご覧ください。

<https://www.jsa.or.jp>

## 第64回 中央会通常総会 開催



6月10日（月）、鹿児島市の「城山ホテル鹿児島」において、本会第64回通常総会を会員組合並びに多数の来賓出席のもと開催いたしました。

開会にあたり、小正芳史会長は「新元号『令和』には美しい調和という意味が込められており、『相互扶助の精神』を原則に掲げる組合にとっても素晴らしい元号である。

景気の下方局面を示唆する報道も見受けられ、中小企業では人手不足の深刻化、事業承継、消費税軽減税率対応等依然として多くの課題を抱えているが、中央会では『組合と共に明日を拓く中央会』との理念のもと、組合組織のさらなる活用・ものづくり事業の推進等により、中小企業の振興・発展に努めていくので、ご理解と積極的な活用をお願いしたい。

また、本年11月7日（木）に鹿児島アリーナにおいて『第71回中小企業団体全国大会』を開催する予定である。中小企業の持続的な発展を促進するための決議を行い、国や関係機関に対して、中小企業施策のさらなる充実化を強く要請していく予定のため、皆様のご参加・ご協力をお願いしたい。」と挨拶しました。



挨拶を述べる小正芳史会長



続いて、三反園訓鹿児島県知事、外園勝蔵鹿児島県議会議長、森博幸鹿児島市長（松永範芳副市長代読）から来賓祝辞が寄せられた後、県知事表彰、叙勲・褒章受章者への記念品贈呈、中央会会長表彰が行われました。



【来賓祝辞】三反園訓県知事



【来賓祝辞】外園勝蔵県議会議長



【来賓祝辞】松永範芳鹿児島市副市長

表彰式の後、岩重昌勝副会長を議長に議案審議が行われ、平成30年度事業報告及び決算報告の後、平成31年度事業計画並びに収支予算案等が審議され、原案通り承認可決されました。

## 栄えある受賞を心よりお慶び申し上げます

### ■鹿児島県知事表彰

長年にわたる中小企業組合発展への尽力と県内中小企業の振興に寄与した功績に対し、鹿児島県知事より2名の方々が表彰されました。

(順不同・敬称略)

氏名	役職
坪水 徳郎	鹿児島県味噌醤油工業協同組合 理事長
尾堂 友紀	鹿児島県積ブロック工業組合 理事長



鹿児島県知事表彰（坪水徳郎氏）

## ■中央会会長表彰

中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した功績に対し、優良組合6組合、組合功勞者16名、組合優秀事務局専従者9名、永年勤続従業員44名の方々を表彰しました。



優良組合

### ●優良組合（6組合）

(順不同・敬称略)

組 合 名	理事長名
大隅物流事業協同組合	福永 寿一
西薩グリーンサンセット事業協同組合	濱田雄一郎
鹿児島県電機商業組合	山元 和久
鹿児島県自動車電装品整備商工組合	水淵 大作
天文館はいから通商店街振興組合	奥山 直博
鹿児島県すし商生活衛生同業組合	松延 憲次

### ●組合功勞者（16名）

(順不同・敬称略)

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
原 芳明	鹿児島県パン工業協同組合	理事	奥 光洋	鹿児島県木材産業協同組合	副理事長
徳重 克彦	鹿児島県パン工業協同組合	理事	宇都 幸雄	鹿児島県木材産業協同組合	監事
神園 昭紀	始良伊佐電気工事業協同組合	理事	新福大一郎	鹿児島総合卸商業団地協同組合	理事
藤崎 輝男	鹿児島県遊技業協同組合	理事	久永 祐司	鹿児島総合卸商業団地協同組合	監事
松尾 浩史	鹿児島県遊技業協同組合	監事	田中 秀樹	鹿児島総合卸商業団地協同組合	監事
内野 智洋	日置地区木材事業協同組合	監事	吉村 啓利	鹿児島県環境整備事業協同組合	理事
迫田 和弘	日置地区木材事業協同組合	理事	馬場 伸行	鹿児島県化粧品小売協同組合	理事長
内野 格	日置地区木材事業協同組合	理事	野口 拓也	鹿児島県畳工業組合	理事



組合功勞者



●組合優秀事務局専従者（9名）

（順不同・敬称略）

被表彰者名	所属団体名	役職名
羽生 龍太	本場大島紬織物協同組合	検査員
松元紀久子	南隅建設業協同組合	事務局長
山下 信一	鹿児島生コンクリート協同組合	事務長
牧瀬 光代	種子島地区生コンクリート協同組合	事務局長
武田幸一郎	鹿児島県火災共済協同組合	総務課課長代理
比江島ひろ美	寿商店街協同組合	事務局職員
西村 恵美	エルピーガス指宿協同組合	事務局職員
篠原美佐子	サザングリーン協同組合	事務局職員
大迫 正隆	南隅地区生コンクリート協同組合	事務長



組合優秀事務局専従者

●永年勤続従業員（44名）



永年勤続従業員

## 第44回通常総会

### 鹿児島県中小企業団体中央会青年部会

5月16日（木）、鹿児島市の「ホテルパレスイン鹿児島」にて、鹿児島県中小企業団体中央会青年部会（宮武秀一会長 会員数26名）が第44回通常総会を開催しました。

宮武会長は冒頭の挨拶で「会員業界をPRするための“わっぜかフェスタ”や、昨年より実施している清掃活動等の社会貢献活動を推進し、組合青年部の活性化と異業種間のネットワークを育めるよう努めていきたい」と述べました。

通常総会では、徳永副会長を議長に議案審議を行い、平成30年度事業報告及び決算関係書類、平成31年度事業計画・収支予算案等について承認を受けました。

今年度は、第71回中小企業団体全国大会に併せて、九州ブロック中小企業青年中央会の「青年部の集い」が開催される予定であり、会員へ多くの参加を呼び掛けました。

なお、今年度も若手経営者の資質向上のための「青年部講習会」に加え、自主事業として、業界PRのための「わっぜかフェスタ」、社会貢献活動の「清掃活動」と「ボランティア事業」、異業種間交流のための「チャリティボウリング大会」、「交流会（ビアガーデン）」や「チャリティゴルフ大会」等、組合青年部の活性化に向けて、積極的に活動を展開していく予定です。



挨拶をする宮武会長

## 第40回通常総会及び研修会

### 鹿児島県中小企業団体中央会女性部会

5月14日（火）、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」にて、鹿児島県中小企業団体中央会女性部会（田島直美会長 会員数27名）が第40回通常総会を開催しました。

大隣副会長を議長に審議が行われ、平成30年度事業報告及び決算関係書類承認の件、平成31年度事業計画及び収支予算設定承認の件など全議案が承認可決されました。

なお、今年は創立40周年にあたり、記念式典を9月18日に開催する予定です。

総会終了後、第十管区海上保安本部の内野祐一郎総務課長、米澤悦子出納係長を講師に、「第十管区海上保安本部の仕事と女性保安官の活躍」と題して研修会を開催しました。

同本部は、鹿児島・熊本・宮崎沿岸の太平洋及び東シナ海を管轄とし、不法な操業を行う外国漁船や海洋調査などから海洋権益を守る業務にあたっています。

働き方においては、女性が活躍できる職場環境の整備に取り組んでおり、結婚や出産を機に退職した女性保安官にも再採用制度を用意することで、女性保安官の比率がこれまでの2%から10%にまで増加しています。

また、男性保安官に対してハラスメントに関する研修会を行うなど、増加する女性保安官との円滑な人間関係の構築を目指しています。



講師と中央会女性部会の皆さま



## 第45回通常総会開催

### 鹿児島県商店街振興組合連合会

5月23日（木）、鹿児島市の「ホテルパレスイン鹿児島」において、鹿児島県商店街振興組合連合会（河井達志理事長）が第45回通常総会を開催しました。

鹿児島県商工労働水産部の五田嘉博部長、並びに鹿児島市産業局産業振興部の有村浩明部長の来賓挨拶に続き、平成30年度事業報告・決算関係書類、平成31年度事業計画・収支予算等について審議が行われ、全議案とも原案どおり承認可決されました。

また、任期満了に伴う役員改選が行われ、河井達志理事長が再任されました。

通常総会終了後、県及び鹿児島市より「平成31年度商業関係補助事業概要等について」、鹿児島税務署より「消費税軽減税率について」、九州経済産業局より「キャッシュレス・消費者還元事業及び軽減税率対応に係る支援策について」それぞれ講話が行われました。



総会の様子

## 桜島大根を中心とした県内野菜の高機能性を生かした商品開発について学ぶ

### 地域資源振興研究会

5月24日（金）、鹿児島市の「ホテルパレスイン鹿児島」において、鹿児島県漬物商工業協同組合（中園雅治理事長）を対象とした地域資源振興研究会を開催しました。

国立大学法人鹿児島大学講師の加治屋勝子氏をお招きし、近年その機能が注目されている桜島大根をはじめとする県産野菜について理解を深めました。

循環器疾患の予防には、しなやかに伸び縮みする血管を維持することが重要といわれていますが、鹿児島大学と浜松ホトニクス(株)の共同研究において、「トリゴネリン」という機能性成分が血管機能を改善し、強くしなやかに伸び縮みする血管に変えることがわかりました。

また、桜島大根が青根大根やカボチャ等と比較して、約60倍のトリゴネリンを含有していることを発見し、トリゴネリンは調理・加工、保存方法などで含有量が変わらないため、新たな商品開発の原材料として非常に注目を集めています。

参加者は、桜島大根をはじめとする高機能性の野菜について理解を深め、健康につながる商品開発の可能性を模索することができました。



研究会の様子

## 葬祭業における消費税軽減税率制度について学ぶ

### 消費税軽減税率対策窓口相談等事業

5月27日（月）、鹿児島市の「温泉ホテル中原別荘」で、鹿児島県葬祭業協同組合（米丸五男理事長）を対象とした消費税軽減税率対策窓口相談等事業講習会を開催しました。

八ヶ代税理士事務所の八ヶ代司氏を講師に、消費税軽減税率制度の概要、事業者に必要な対応といった内容の講話が行われました。

特に、葬祭業では、生前に葬式の契約を行った場合に、役務の提供時期を予め定めることができないため、軽減税率の経過措置がとられています（指定役務の提供）。

これは、2019年3月31日までに契約が完了しているお葬式（生前契約）については、新税率適用日の2019年10月1日以降に実施されても旧税率が適用されるものです。

なお、2019年4月1日以降に役務の提供の対価額が変更になった場合には新税率が適用されます。



講習会の様子

中央会  
からの  
お知らせ

## 地域別交流懇談会

公認会計士・税理士・証券アナリストの渡部崇文氏をお招きし、「NHK 講座出演の税理士がズバリ解説！消費税軽減税率『超速』マスター講座」をテーマにご講演いただきます。

消費増税に伴う変更点や今後求められる対応等について、改めておさらいをしてみませんか。皆様のご参加をお待ちしております。

地区	開催日時	開催場所
南薩	7月23日（火） 13：30	南さつま市民会館（南さつま市加世田川畑2627-1）
川薩	7月24日（水） 13：30	川内文化ホール（薩摩川内市若松町3-10）
熊毛	7月25日（木） 16：00	種子島あらきホテル（西之表市西町78）
曾於	7月29日（月） 13：30	曾於建設会館（曾於市大隅町岩川5662）
霧島	7月30日（火） 13：30	ホテル国分荘（霧島市国分中央3-24-16）
大島	7月31日（水） 16：00	奄美サンプラザ（奄美市名瀬港町2-1）

※熊毛地区及び大島地区については、講演会終了後に懇親会を開催します。



## NHK 講座出演の税理士がズバリ解説！ 消費税軽減税率「超速」マスター講座

1974年、千葉県生まれ。東京大学経済学部卒業。公認会計士、税理士、証券アナリスト（CMA）。会計士や税理士として専門業務を行う傍ら、明治大学、法政大学など多くの大学で教鞭を執る。近年はNHK 高校講座「簿記」講師の担当をはじめ、小学校などでも租税教育を行い、広く会計・税金の教育に関わっている。

また、趣味で会計や税金をネタにしたお笑い活動も行っており、楽しく会計・税金を伝えている。

## 事件名

## 加入拒否の正当な理由について

(札幌地裁小樽支部：平成7年10月判決)

この判例は、持分譲渡の際に必要な組合の承諾について、正当な理由がない場合には承諾を拒むことができないとした判例です。

## 裁判要旨

ある事業協同組合が共同で市場を運営していました。小売業を営む組合員 A が、パンを専門にする非組合員に持分を譲渡しようとしたところ、すでに3名の組合員が市場内でパンを販売しているので、譲渡を認めれば市場内の店舗ごとの品ぞろえや配置のバランスが悪化し、既存組合員の営業活動に悪影響がでる可能性があるとして、組合が持分譲渡を拒否したため、A が組合に対し持分譲渡の承諾を求めて提訴したものです。

## 判決

既得権保護のために組合への加入を拒むことは明らかに加入自由（中小企業等協同組合法第14条）の原則に反し、ひいては独占禁止法の本質にも反するとして、原告 A の請求を認めました。

なお、各店舗の品ぞろえや配置を考慮すべきではないかという点については、自由な加入・譲渡を認めた後に、組合内部で対応を検討する問題であり、持分譲渡の承諾を拒む正当な理由ではないとしています。



## ポイント!

判例では、原則として持分の譲渡は自由なので、拒否することが社会通念や法の趣旨に照らして客観的・一般的に認められる事情がある場合にだけ拒否できるとしています。さらに、協同組合制度の目的、機能などのほか、個別の事情を総合的に考慮して決するべきであるとしています。

## 【加入（持分譲渡）拒否の正当な理由とは】

## 1. 加入申込者側の理由

- ①加入申込者に組合員資格がない場合
- ②加入申込者の規模が大きく、加入により民主的な運営ができない、あるいは独占禁止法の適用を受けてしまう場合
- ③除名されたものが除名原因を解消していないのに加入申し込みをしてきた場合

など

## 2. 組合側の理由

- ①共同施設の稼働能力が現在の組合員数における利用量に対して不足がちである場合

など

※本事例はあくまでも過去の判例を紹介するもので、判決には記載した事項以外の事情等に基づきます。詳細は中央会（☎099-222-9258）までお問合せください。

## テーマ

### 第60回 「教育・情報提供事業」について

事業協同組合等が行う教育・情報提供事業の重要性について教えてください。



#### はい！お答えします！

企業・組合・業界を発展させるためには、企業経営の根幹をなす人材を育てることが重要です。

組合が実施する人材育成事業は、組合員をはじめ、その後継者や組合員企業の従業員等を対象に、計画的・体系的な教育研修を行う事業です。主な内容としては、経営ノウハウの共有化、組合員の経営に役立つ市場等の情報、技術情報、関連業界等の情報等を収集し、組合員に提供するほか、技能検定制度を活用により、技術・技能の向上を目指す、従業員等の意欲の向上を図るなどの取り組みがあります。

また、近年は、「情報」が重要な経営資源と考えられていることから、組合や業界の情報を広く発信することもこの事業の大きな目的となります。

こうしたことから「教育・情報提供事業」は重要な組合事業と位置付けられており、中小企業等協同組合法（第58条第4項）及び定款で、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すことが定められています。



中央会では、組合が実施する「教育・情報提供事業」支援の一環として、講習会や研究会の開催を補助するメニューを用意しているので、積極的に活用してほしいぶ〜

## 中小企業組合士試験問題にチャレンジ！



次の設問1～5の文章は、組合の経済事業について述べたものである。文中の  ～  に入る最も適切な語句を解答欄に記入しなさい。

### 設問1

共同事業の運営に当たっては、市価を基準として行い、組合員への剰余金の還元は  制を活用すること。

### 設問2

買取販売を行う場合には、組合は顧客のニーズに合わせて組合員外からも物品を仕入れなくてはならない場合も考えられるので、  以内の範囲内において、この点にも十分留意する必要がある。

### 設問3

共同購買事業における仕入の方法についてはいろいろなやり方があるが、  仕入とは、組合が自己の予測によって商品を買取ることなく、組合員からの  により商品を仕入れ、一定の手数料を徴してこれを組合員に供給する方法である。

### 設問4

共同受注事業における一括受注は、取引先からの注文を組合で一括して引き受け、それを組合員に公平に割り当て、生産、加工などを行わせ、  を行った後、発注先に納品し、代金は組合で決済する方法である。

### 設問5

官公需共同受注事業における工事の施工体制には2つの方法がある。その一つである  施工方式は、建設業法からみると組合が元請負人となり施工担当組合員は下請負人と解される。

## 平成31年4月 情報連絡員報告

平成31年4月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

### 【前月比】

“平成最後”、“10連休前”となった4月の景気状況は、収益状況が改善し、その他の項目も軒並み改善傾向が見られた。しかし、販売価格を除く全ての項目で依然としてマイナス値が示されているなど、全体的に低調で景気回復の実感は乏しい。

### 【DI 値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	平成31年3月	平成31年4月	
業界の景況	-12	-11	➡
売上高	-12	-9	➡
在庫数量	-6	-6	➡
販売価格	-1	0	➡
取引条件	-2	-2	➡
収益状況	-13	-7	↗
資金繰り	-9	-6	➡
設備操業度	-6	-2	➡
雇用人員	-10	-5	↗

### 【前年同月比】

売上高や収益状況等、一部に若干の改善が見られた。しかし、業界の景況が悪化しており景気回復の兆しを感じられない。なお、あらゆる業種において、人手不足が顕著になっているとのコメントが寄せられている。

### 【DI 値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	平成30年4月	平成31年4月	
業界の景況	-9	-11	↘
売上高	-10	-9	➡
在庫数量	-6	-6	➡
販売価格	-1	0	➡
取引条件	-3	-2	➡
収益状況	-10	-7	➡
資金繰り	-8	-6	➡
設備操業度	-3	-2	➡
雇用人員	-4	-5	↘

※比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↗ = +5 ~ +9 ➡ = 0 ~ +4 ↘ = -1 ~ -9 ↓ = -9以下

DI 値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

## 製造業

### 食料品（味噌醤油製造業）

平成最後となった4月の売上は、**ほぼ前年並みで推移**したようである。とは言え、これまでの不振を振り払う勢いはなく、何とか一息付けた感覚である。少子高齢化、人口減少で迎えた令和の時代に、食品業界の一員として如何に対処すべきか。難問山積である。

### 食料品（漬物製造業）

大型連休を控え、関東など遠方向けは物流も停滞気味であったため、**発注を抑制する動き**もあった。それにより、売上減少となったところもある。人の動きは良く、土産品関係は賑わった。

### 食料品（蒲鉾製造業）

月末は大型連休で県外ナンバーも多く見かけ、それに伴い売り上げも伸びたが、上旬の売上が悪かったため、**結果的にプラスマイナス0となり前年並み**であった。

大型連休の影響で、金融機関及び仕入先等は休みのため、その間の資材の確保等が大変であった。**原材料のすり身はキロあたり、20円～30円値上がり**している。

### 食料品（鰹節製造業）

昨年同時期の原料価格（180～235円）に比較し、今年は**173～190円と価格は安定**している。ただし、鰹の魚質は脂が多く良好とは言えないため、需要は相対的に落ちている。後継者がいないため、廃業している事業所もあり**業界の景況は決して良くない**。

### 食料品（菓子製造業）

普段コンビニ等で購入する消費者も、入学祝や家庭訪問等の場面では菓子店で買い求めるためか、**それなりに売れ行きは堅調**であったようである。

### 食料品（茶製造業）

共販実績は**前年度売上対比81%**（前年同月売上対比85%）



## 大島紬織物製造業

相変わらず委託のみの販売が多く、**売上が厳しい**。

## 本場大島紬織物製造業

職人も高齢者が多くなり、**後継者不足が深刻**になっている。

## 木材・木製品

平成最後の月も盛り上がり欠ける市況展開となった。丸太については、出材に地域差はあるものの価格は横這いで推移し、製材製品については、大型連休前にも荷動きに特段の変化は見られず、在庫補充の当用買いに終始し、価格も長らく弱含み保合が継続している状況にある。製材所は、「**現状の製品価格では利益確保は非常に難しい**」と嘆くことしきりである。

## 木材・木製品

原料用丸太の出材料が確保され、**相場は安定**している。製材製品価格については製品安の展開が懸念されていることから、収益性の悪化が危惧されている。なお、プレカット工場の稼働率は堅調に推移し、5月中旬まで仕事が確保されている。また、どの業態においても、人手不足が深刻化し、**工場の稼働に影響を及ぼしてきている**。

## 生コン製造業

4月度の総出荷量は104,181立米（対前年比105.1%、うち官公需は35,986立米（同比90.7%）、民需68,216立米（同比114.7%））で**官公需が減少、民需が増加**となった。増加した地域は9地域（増加順に、喜界島416.5%、沖永良部152.1%、川薩150.3%）で、残り

7地域が減少（減少順に甑島30.7%、串木野33.7%、奄美南部45.8%）となった。なお、鹿児島地域は、対前年度比で官公需118.2%、民需105.9%の合計108.3%となっている。

## コンクリート製品製造業

4月度の出荷数量は3,901トンとなり、**前年同月比83.5%**となった。川薩地区のみ前年同月を上回ったが、他地区は減少となった。4月度の受注も減っており、今後の受注増に期待したい。

## 鉄鋼・金属（機械金属工業）

仕事量はしばらく安定した状況が見込まれるが、相変わらず**ボルトの入荷遅れや人手不足**が続いている。更に工程の変動により受注判断が難しくなっている。高力ボルトに関しては、現場名・建方日程・数量の確認などしてメーカーに適正な販売をお願いしているところである。

## 畳製造業

4月の異動や転居時期にもかかわらず、**仕事量が減少**してきており、これまでの70%程度にとどまっている。

## 印刷業

かつて経験したことのない最大10連休において、令和への改元があったが、1カ月前の新元号発表が奏功したのか、印刷業界としては**平成への改元時ほどの混乱は見られない**。ただ、依然として**紙不足の問題**は続いている。

# 非製造業

## 総合卸売業

食料品関連では、昨年大河ドラマ効果の弱まりによる**土産物関連の売上減少**が聞かれた。本年10月の消費増税駆け込み需要は現時点で読めない状況である。**人手不足に加え、トラック確保など物流面において厳しい状況が想定される**。仕入単価の上昇に伴う**販売単価への転嫁が課題**。米中貿易摩擦、中国経済の動向については、今後の展開によっては、仕入単価の更なる上昇、企業・消費者の景況感悪化を招く懸念がある。

## 水産物卸売業

前年同月に比べ、**取扱数量が約14%下がり、取扱金額も10%程下がった**。販売単価の上昇が芳しくなかったことが原因と思われる。若干厳しい月であった。

## 燃料小売業（LPガス協会）

5月積み中東産の液化石油ガスは**プロパンが525ドル（前月比+10ドル）、石油化学原料のブタンは530ドル**

**（前月比-5ドル）**で若干の変動があった。原油相場が年初来高騰を更新し続け、インド、インドネシアの需要が堅調に推移している。一方アメリカによるイラン制裁でLPガス生産減少が影響し、タイト感が強まった。県内小売は、気温の影響で昨年比減が継続している。

## 中古自動車販売業

需要期を迎えているが、**例年より来店客は少ない**ようだ。大型店進出の影響もあり**販売台数も10%位落ち込んでいる**。今後、梅雨から夏場にかけては、来店客が更に少なくなり懸念される。

## 農業機械小売業

毎年国や県より、春の農作業安全の周知依頼があるが、今期もポスター等を配布して**事故のないように啓発に努めている**。

## 石油販売業

アメリカによる対イラン制裁強化方針を受けて、**原油**

は半年ぶりの高値となった。これに伴い、元売り卸価格は上げ基調一辺倒で推移したが、組合員企業が小売価格に転嫁するには時間がかかる見込みであり、その間において収益悪化が懸念される。その他働き方改革とゴールデンウィーク対応に苦慮している。

## 鮮魚小売業

4月に入り網入り入荷が増えてきており、特に天然の鯛が連日多かった。月の前半は順調な滑り出しだったが、中盤からはお客様の動きが鈍くなり、後半にかけて大幅に悪化した。10連休を控えているためか、**消費者の財布の紐が固く感じる**。

## 商店街（霧島市）

4月の売上動向は**前年に比較し減少**。年度始めのため、各通り会の総会に向けた役員会が行われていたようである。公園や神社境内などでは、連日花見が行われ、職場の歓迎会などで飲食店も賑わっている様子うかがえた。飲食店においては、例年並みの売上は確保出来たようであるが、小売店は依然として厳しい状況が続いている。また、10連休を想定してか、**買い控えによって消費が抑制されている印象**を受けた。今後、消費税増税や働き方改革など中小零細の事業者にとって、厳しい商環境が待ち受けているように思われる。

## 商店街（始良市）

10連休と叫ばれたこの月、**令和時代幕開けを取り込むべく努力**をしている。県内大手スーパーの再オープンに向けて、商店街で応援セール打ち出しを考える話し合いの場が持たれた。

## 商店街（鹿児島市）

再開発工事のため**通行量減少とともに売上の減少**も続いている。

## 測量設計業

**人手不足感が日に日に深刻**になりつつある。

## 旅行業

「住宅宿泊事業法（民泊新法）」による民泊から「旅館業または特区民家」への業態変更が全国的に多くなっている。鹿児島での民泊施設件数はあまり多くないが、今後海外からの旅行客の受入等も含め増加する可能性が考えられる。クルーズ船のおもてなしの一環で、NPO法人「ゆめみなと鹿児島」では、観光客船の入港にあわせ手作りの旗を振ってお出迎えを実施した。また、**高速船の試験投入が行われ、北埠頭までの所要時間はバスよりも15分短縮**され今後に向けて前向きな展開が期待される。

## 建築設計監理業

新たな年度がスタートしたが、設計業務等については例年、年度当初の発注は比較的少ないことから、官公

庁の発注見通しなど**今後の動向を注視**していきたい。

## 自動車分解整備・車体整備業

例年、新年度を迎えると年度末の忙しさから一転して穏やかになる傾向があるが、**今年は4月になっても車検が多かった**。3月に制限した予約の影響が考えられる。

## 電気工事業

民間及び官庁工事に動きはない。官庁工事において、工期の平準化がより一層望まれるところである。今後、大型物件が目白押しであるが、全国展開する大手が受注するため、**地元の業者は下請けに甘んじている**ところである。

## 造園工事業

年度初めは公共工事の発注に則して入札が行われてきているところだが、依然として業界を取り巻く環境は厳しく、**限られた件数で薄利の状況**である。1年を通じた維持管理業務が年間売上額の大部分を占める為、各社受注頼みと言える。今年度は、国体等に係る環境整備も一段落したので、特殊要因が無く、年々減少する公共工事以外に、民間の造園工事発注に営業を掛けて売上増の活路を望みたいところである。

## 管工事業

年始めの落ち着いた時期であれば、「**働き方改革**」への休日確保等対応が可能であるが、繁忙期ともなれば難しく、対応できない事業所が多いと思われる。特に従業員の少ない事業所においては、**今後の経営に大きな影響が及ぶもの**と考えられる。

## 建設業（鹿児島市）

新年度に入り、公共工事の発注件数が例年通り少ない。**働き方改革を推進するためには、工事の平準化が必須**であることから、早期発注に努められたい。

## 貨物自動車運送業

県下165運送事業者の燃料の購買動向は、**前月と比較して94.25%の減少**となり、**前年同月と比較して、97.36%の減少**となった。

## 運輸業（個人タクシー）

4月も前月に続き、**人の動きが活発**であったように感じられた。

## 運輸・倉庫業

物量は例年以上に多かったが、特にゴールデンウィーク前の物量は多く、**積み残しが発生するなど運びきれない状況**になった。働き方改革や時間短縮への取り組みを行っているが、**人手不足は深刻**になっている。燃料や人件費の高騰等、収益状況も悪化しており運賃の値上げを要請している。

## 令和元年5月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

### 件数4件 負債総額2億3,000万円

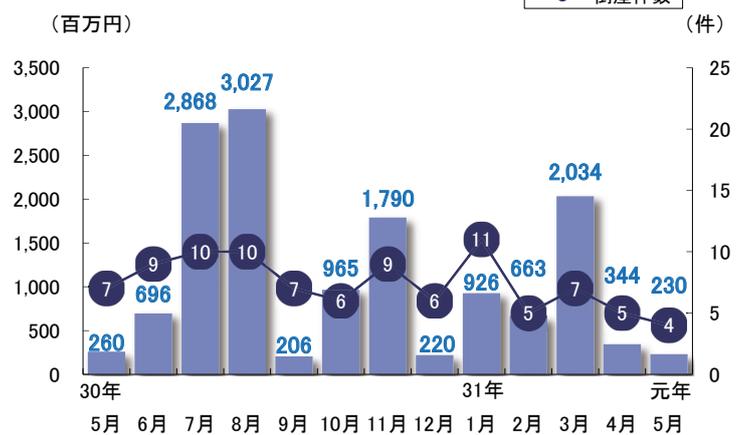
〔件数〕 前年同月比 3件減 〔負債総額〕 前年同月比 11.5%減

#### ポイント

～倒産件数3カ月連続で前年より減少、負債総額も低水準だった～

- ◆5月の倒産件数は4件で前年同月比3件減、前月比1件減だった。負債総額は前年同月比11.5%減、前月比33.1%減で、件数、負債総額ともに、前年同月、前月よりも少なかった。
- ◆負債1億円を越える倒産が1件のみ(上山建設(株)1億7000万円)で、残り3件は3000万円以下だった。
- ◆業種別では2件が建設業、業歴別では3件が10年未満だった。

鹿児島県の倒産推移(平成30年5月～令和元年5月)



#### 【今後の見通し】

鹿児島県の5月の倒産件数は4件と3カ月連続で前年同月を下回った。負債総額は2カ月連続で前年同月より少なく、件数、負債総額ともに低水準となった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB 景気動向調査」によると、鹿児島県の景気DIは42.5で前月より2.9ポイント悪化した。悪化は3カ月連続。業界別では9業界中、「農・林・水産」、「建設」、「製造」、「卸売」、「サービス」の5業界が悪化、先行き見通しも3カ月、6カ月、1年ともに前月より悪化した。システム関連など改元に伴い仕事が増える業種があったほか、10連休となったゴールデンウィーク中の観光業界の好調さなどはあったが、ゴールデンウィーク後は、その反動と思われる消費活動鈍化の影響が出ている。また、畜産、青果相場の低迷、工事など投資の低調が見られ、これらが

DIに反映した形となった。さらに、今年は大型投資やイベントなどが少なく一段落感があるほか、天候不順、10月の消費税率引き上げも先行きの不安要素となっている。

2019年5月31日に(株)九州経済研究所が発表した県内景況においても、「全体で弱まりつつある」とあり、中でも生産活動、畜産関連、消費関連が弱含みと判断されている。

5月の倒産件数、負債総額ともに低水準となり、ここ2カ月は前年同月よりも低い水準が続いている。しかし、景況感はやや弱含みで、企業、事業者としては国内外の情勢から不安要因は払拭できず、不安視する声の方が多い。また、人材獲得競争も激しく、人手不足から受注不振、収益悪化を招くケースも増加しており、倒産件数、負債総額ともに再度増える可能性は否定できない。

#### 令和元年5月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態様
U(株)	建築工事	170	20,000	鹿児島市	破産
(同) T	居酒屋運営	20	500	鹿児島市	破産
B(株)	ホテル経営	30	7,000	大島郡地区	破産
個人経営	外壁工事	10	-	大隅地区	破産

※主因別では、「販売不振」4件

## 商工中金協力会

「世界一」のカリスマ清掃員がこっそり教える  
人生を動かす仕事の楽しみ方

- 講 師 日本空港テクノ株式会社  
ハウスクリーニング事業部  
環境マイスター 新津春子氏
- 日 時 令和元年7月4日(木)  
16:30~18:00
- 場 所 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
- 参加費 無料(※ただし、懇親会参加費は1万円)

## 令和元年7月

4日(木) 15:00	中央会理事会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」
4日(木) 16:30	商工中金協力会 鹿児島市「鹿児島サンロイヤルホテル」 ※詳細は左記を参照
24日(水) 18:00	叙勲受章祝賀会 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

## 第71回中小企業団体全国大会

- 日 時 令和元年11月7日(木)  
14:00~17:00
- 開催地 鹿児島市「鹿児島アリーナ」
- 参加費 一人6,000円
- 大会テーマ  
「新時代の幕開け 団結でひらく 組合の未来」  
~時空を超えて 舞台は鹿児島から~  
※今年度は九州大会の開催はありません。

## 地域別交流懇談会の開催

地域別交流懇談会の詳細日程及び内容については、P.39をご覧ください。  
皆様のご参加お待ちしております。

## 令和元年8月

3日(土)	中央会青年部会 清掃活動及び交流会 鹿児島市「市役所周辺」
-------	-------------------------------------

P.42 組合のスペシャリストを目指そう！  
~中小企業組合士試験問題にチャレンジ~

### 解答

- A. 事業利用分量配当 B. 員外利用の制限  
C. 委託 D. 検査 E. 分担

## 中小企業かごしま

(令和元年度 活性化情報第1号)

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会

会長 小正芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL：099-222-9258 FAX：099-225-2904

HP：http://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：公益社団法人鹿児島県観光連盟



## 今月の表紙

### かごしま黒豚

黒豚は約400年前に琉球から移入されたといわれ、長い歴史の中で鹿児島の風土に育まれながら改良を重ね、現在の「かごしま黒豚」が誕生しました。

かごしま黒豚は、うま味成分であるアミノ酸を多く含んでおり、さらにサツマイモを含んだ飼料を食べさせることにより、うま味、甘みが増すとともに、脂肪の融点が高くなり、脂がべつつかず、さっぱりとして全国的に人気があります。

全国大会でご来鹿の際は是非ご賞味ください。

